

2 国務大臣の演説・質疑の概要及び報告

○平成10年1月12日（月）

【橋本内閣総理大臣の金融システム安定化対策と経済運営演説】

第142回国会の開会に当たり、金融システム安定化対策と当面の経済運営について、政府の基本的考え方を明らかにし、国民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。

私は、新たな時代を先取りする経済社会システムをつくり上げるために、行政、財政構造、社会保障、経済構造、金融システム、そして教育の6つの改革を一体的に断行したいと申し上げてまいりました。さきの臨時国会においては、高齢者の介護を社会全体で支えるための介護保険法及び財政構造改革の推進に関する特別措置法が成立しました。今国会においても、同特別措置法を踏まえた10年度予算はもちろん、中央省庁の再編等のための基本法案の成立を期するなど、6つの改革に全力で取り組む決意であります。

これら6つの改革を確実に、かつ、円滑に進めるためにも、金融システムに対する内外の信頼の低下に対して万全の対策を講じ、金融システムを断固として守ります。金融機関の破綻が、信用秩序と経済の危機を招くことは絶対に避けなければなりません。日本発の金融恐慌、また、経済恐慌は決して起こさない、経済の動脈である金融システムを安定させ、経済の先行きに対する自信を取り戻す、これは私の強い決意であります。

金融の根本は信頼であります。政府としては、金融システム安定化のための具体的な対策を内外に示し、預金者、投資家を初めとする市場の信認を回復するよう全力を挙げます。すなわち、第1に、預金者などの保護のための体制の整備と金融システム全体の危機管理、第2に、いわゆる貸し渋り対策であります。

預金者の保護は、金融システム安定の基本であります。国民の皆様に安心していただくために、預金の全額保護を徹底することとし、預金保険制度において、公的資金を投入する対象を信用組合から一般金融機関にまで広がります。また、破綻金融機関の受け皿となって不良債権の処理を行う整理回収銀行の機能を強化します。

これと並び、金融システム全体の危機管理として、金融機関の信頼の最後のよりどころである自己資本の充実のための優先株などの引き受けを行います。これは、対象となる金融機関の救済のためではなく、信用秩序と経済に重大な影響が懸念される場合に対処するためのものです。優先株などの引き受けが公的資金による以上、国民の皆様から御理解をいただけるよう、その手続を公正かつ透明なものにすることは当然であります。

これらの緊急かつ時限的な措置のために、政府としては、10兆円の国債と20兆円の政府保証、合わせて30兆円の資金を活用できるようにいたします。また、証券投資家や保険契約者の保護のための法整備を行っていく考えであります。

次に、いわゆる貸し渋り対策であります。政府は、透明かつ公正な金融行政を遂行するために、早期是正措置を導入することとしております。しかしながら、金融機関の自己資本比率の低下が懸念される中で、個々の金融機関が融資態度を必要以上に萎縮させ、健全な中小企業、中堅企業などへの資金供給に弊害が生じる事態は避けなければなりません。

政府としては、金融システム全体の円滑な資金供給機能を維持するために、政府系金融機関に新たな融資制度を創設することなどにより、信用保証分を合わせて総額約25兆円の資金を用意するとともに、自助努力によって経営改善を行う金融機関に対し、早期是正措置を弾力的に運用するなどの措置を講じます。国際的に活動する金融機関には、この4月から予定どおり早期是正措置を導入します。

これらの対策に関連して、金融機関の経営の問題に触れたいと思います。今日の状況のもとで、我が国の金融機関には、その公共性と社会的責任の重さから、厳しい経営努力が求められます。政府としては、政府が講じようとする対策に国民の皆様の御理解と御協力をいただくためにも、金融機関が、国際的に通用する水準の経営情報の開示、そして、より徹底した経営合理化と責任ある経営体制の整備に取り組むよう強く要請いたします。また、破綻した金融機関の経営者の責任が厳しく問われることは当然であります。

我が国経済を回復軌道に乗せるためには、経済活動の根幹である金融システムを安定させることが不可欠です。同時に、景気の回復は、金融資本市場の安定を図る上で極めて重要であります。そして、金融システムの安定と景気の回復は、財政の健全化のためにも必要であります。

政府は、消費者と企業が経済や暮らしの先行きに対する不安感を払拭できるよう、昨年11月に大規模な規制緩和、土地対策を初めとする緊急経済対策を発表しました。また、私は、アジアの経済状況が予想していた以上に深刻であること、そして我が国が先頭となって雁の群れが飛ぶように成長してきたアジア経済の歴史と現実を踏まえ、我が国経済の力強い回復を実現するために、2兆円規模の特別減税を本年2月から実施することを決断いたしました。これに加え、10年度税制改正においては、法人課税について、法人税の基本税率を37.5%から3%引き下げて34.5%とし、また、法人事業税の基本税率を12%から11%へと1%引き下げるなど、企業活動の行いやすい環境整備に踏み出しました。また、有価証券取引税の税率の半減、地価税の課税停止などの措置を講じます。これらにより、国と地方を合わせて8,400億円の減税を行うこととしております。さらに、9年度補正予算においては、災害復旧事業など約1兆円規模の公共事業を追加するほか、1兆5,000億円規模の国庫債務負担行為を確保しております。これらの施策は、景気に最大限配慮したものであり、先ほど申し上げた金融システム安定化対策などと相乗的な効果を発揮し、我が国経済の力強い回復をもたらすものと確信しております。

同時に、我が国経済が、民間需要主導による内需中心の成長をするためには、当面の対策に加え、構造改革を進めなければなりません。私は、日本経済に未来がないかのような悲観論には決してくみしません。かつて、我が国が貿易と投資を自由化し、国際競争の荒波に船出したころ、私たちの先人は一丸となって努力し、自動車、電子・電気、機械など国際競争力を持つ産業を育てました。我が国は有能な人材、豊富な資産・資金、そして新しい時代を創造する技術という世界に誇ることでできる財産を持っております。

1980年代に世界の羨望を集めた日本経済の力は、高い教育水準と高い勤労モラルを持つ国民に裏打ちされたものであります。資金の面では、1,200兆円規模の個人金融資産と8,000億ドルの対外純資産、2,000億ドルを超える世界一の外貨準備を有しています。技術の面においても、我が国の製造業は、長年はぐくんだ技術の蓄積を生かして、他国にはまねのできない多くの素材や製品を提供し、また環境に優しい技術や製品などを生み出し、

時代の新しいニーズに対応しております。

これからの時代、21世紀を展望すれば、情報通信、金融、環境、医療・福祉を初め成長が期待できる産業分野は数多くあります。市場メカニズムを通じて、人、資金、そして技術がこうした成長分野に集まり、質の高い雇用の場をつくり出し、富を生み出すよう、経済構造改革と金融システム改革を強力に推進してまいります。

昨年成立した財政構造改革の推進に関する特別措置法は、危機的状況にある我が国の財政を健全化するとともに、安心して豊かな福祉社会、そして健全で活力ある経済の実現等の課題に十分対応できる財政構造を実現するためのものであります。その必要性は何ら変わるものではありません。同時に、経済金融情勢の変化に機敏に対応し、国際状況に応じて、財政、税制上必要な措置を講じていくことは当然であります。本日申し上げた金融システム安定化対策と経済対策は、財政構造改革との整合性を図りながら断固たる対応をとるものであり、適切なものであると考えております。

政治の責任は、国民の暮らしの安寧をいかに確保するかであります。私は全力を挙げて国民生活を守ります。国民の皆様にはどうぞ安心をしていただきたいと思います。政府が講じようとする対策が我が国の金融システムの安定と景気の回復にとって必要不可欠なものであることを改めて申し上げ、御臨席の議員各位が9年度補正予算及び関連法案の一日も早い成立に御賛同くださることを強くお願いする次第であります。

○平成10年1月12日（月）

【三塚大蔵大臣の財政演説】

〔財政及び金融行政の運営の基本的な考え方〕 平成9年度補正予算

現下の経済金融情勢への対応の緊要性にかんがみまして、第142回国会の冒頭、平成9年度補正予算の御審議をお願いするに当たりまして、これに係る財政及び金融行政の運営の基本的考え方について所信を申し述べますとともに、補正予算の概要を御説明申し上げます。

〔最近の経済金融情勢と政策運営の基本的考え方〕

最近の経済金融情勢を概観いたしますと、家計や企業の経済の先行きに対する信頼感の低下等から景気は足踏み状態となっております。さらに、昨年秋以来、複数の金融機関の経営問題の表面化等を契機に預金者などに不安感が広がり、我が国の金融システムの安定性が大きく揺らぎかねない状況が生じました。また、これまで順調な経済成長を続けてきましたアジア地域では、タイ、韓国など各国の通貨・金融市場に混乱が見られ、我が国、さらには世界経済への悪影響が懸念されるに至った次第であります。

金融システムは国民経済の基盤をなすものであり、その安定なくして、我が国経済の自律的な成長の実現、国際経済における我が国の信用の保持は不可能であります。同時に、我が国経済の景気回復軌道への復帰は、我が国のみならずアジア経済の安定、ひいては世

界経済の持続的発展にとって極めて重要なことであります。

また、国際化、情報化が進展する中で、我が国の金融の機能不全は、世界じゅうのマーケットに直ちに伝播し、国際的に極めて深刻な影響を及ぼすことに相なります。こうした事態を未然に防止するための体制を整備することは、政府に課せられました重大な責務であると考えております。

私は、財政構造改革、金融システム改革等、21世紀に向けた構造改革を着実に推進していかなければならないと考えており、その基本方針を堅持しつつ、緊急の事態に臨んでは、危機管理を念頭に置いて、有効かつ的確な措置を講じてまいる決意であります。

以上の認識に立って、次に申し述べます金融システム安定化のための措置並びに予算・税制面における対応等に万全を期してまいりたいと存じます。

〔金融システム安定化のための措置〕

まず、金融システム安定化のための措置につきましては、我が国金融システムの安定性強化と預金者保護の徹底を図るため、次のような平成12年度末までの時限的な緊急措置の実現に全力で取り組んでまいります。

第1に、今後いかなる事態が生じても預金の全額保護が可能となる体制を整備いたします。具体的には、信用組合のみならず、一般金融機関全体を対象として、公的資金により預金保険機構の財政基盤の強化を図ります。また、整理回収銀行の機能の拡充及び預金保険機構における不良資産の回収体制の強化を図ります。これらにより、金融機関の破綻に対し、円滑かつ迅速に対処してまいります。

第2に、金融危機の際の対応として、金融機関の発行する優先株等を一時的に引き受け、金融機関の自己資本を充実させる制度を設けます。これは、個別の金融機関を救済するための措置ではなく、我が国の金融システムに著しい障害が生じ、信用秩序の維持と国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じることが懸念される場合に対処しようとするものであります。こうした措置を行うに当たっては、公正な審査機関により、厳正な基準を設けて、透明性の高い手続のもとで運用を行うなど、国民各位の御理解が得られるような形で対応してまいります。

以上の措置に関して、預金保険機構に総額10兆円の国債を交付するとともに、借入金等の政府保証限度額を総額20兆円とし、合わせて30兆円の公的資金を活用できることといたします。

なお、こうした公的資金の活用の前提として、金融機関自身による責任ある経営体制の整備やリストラの徹底、破綻した金融機関の経営者責任が厳しく問われることは言をまたぬところであります。

さらに、金融機関の経営実態に対する市場の強い不信感を払拭し、国際的に通用する経営の透明性を確保するため、金融機関においてはディスクロージャーの拡充に向けた真摯な取り組みがぜひとも必要であります。

また、現在、金融機関から円滑な資金供給が行われず、いわゆる貸し渋りが生じているとの指摘がありますが、信用の収縮により健全な企業活動が阻害され、我が国経済の着実な発展に悪影響が生ずるような事態はあってはならないと考えております。政府としては、民間金融機関が資金供給の円滑化に向け一層努力することを期待するとともに、国内金融機関に対する早期是正措置の運用を弾力化する等の施策により金融機関の融資対応力の強

化を図ってまいります。また、中小企業、中堅企業の事業活動を支援するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫、日本開発銀行等に新たな融資制度を創設することなどにより、平成9年度において信用保証を含め12兆円、平成10年度分を合わせて総額約25兆円の資金量を確保することといたしております。

こうした措置の速やかな実施等により、我が国金融システムが盤石なものであることを国内のみならず世界のマーケットに示していくことができると確信しております。

〔予算・税制面における対応〕

次に、予算・税制面における対応について申し上げます。

平成9年度補正予算及びこれに関連して今国会に提出する予定の平成10年分所得税の特別減税のための法案等は、財政構造改革を着実に推進する中で、当面の経済情勢に対する最大限の配慮を行うためのものであります。

まず、税制面に関しましては、平成10年分の所得税、個人住民税の定額による2兆円規模の特別減税を行うこととし、給与所得者については、本年2月の源泉徴収時から実施することといたします。

予算面に関しましても、事業規模約1兆円の災害復旧事業等の公共事業の追加、さらには事業規模1兆5,000億円の一般公共事業に係る国庫債務負担行為の確保等を行うこととしております。

これらの諸施策は、短期的に経済を下支えし、我が国経済の景気回復軌道への復帰に大きく寄与するとともに、金融システム安定化のための措置等と相まちまして、我が国経済の自律的な安定成長につながるものと確信しております。

〔平成9年度補正予算の概要〕

以上のような措置を踏まえた平成9年度補正予算の概要は次のとおりであります。

まず、歳出面に関しましては、災害関係経費の追加4,054億円、阪神・淡路大震災復興対策費1,208億円、緊急米関連対策経費1,701億円の公共事業関係費等の追加を計上するとともに、中小企業等金融対策関係経費924億円を計上しております。また、今般の特別減税に関連して、臨時福祉特別給付金1,529億円を計上しているほか、義務的経費の追加、地方交付税交付金等、特に緊要となったやむを得ない事項等につき措置を講ずることとしております。さらに、前年度剰余金について国債整理基金特別会計への繰り入れ等を行う一方、既定経費の節減及び予備費の減額を行うこととしております。

他方、歳入面に関しましては、租税及び印紙収入において特別減税の実施、最近までの収入実績等を勘案して減収を見込み、その他収入の増加や前年度剰余金の計上を見込んでもおお不足する歳入について、やむを得ざる措置として公債を追加発行するものとしております。すなわち、公共事業関係費等の追加に係る財源として建設公債を7,030億円、特別減税、臨時福祉特別給付金等に係る財源として特例公債を1兆480億円、合わせて1兆7,510億円の公債を追加発行することとしております。

これらの結果、平成9年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対して1兆1,432億円増加し、78兆5,332億円となります。

なお、さきに御説明申し上げました金融システム安定化のための措置に関して、予算総則において、預金保険機構の特例業務勘定及び金融危機管理勘定の借入金等について、それぞれ10兆円の政府保証限度額を定めることとしております。

以上の一般会計予算補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算につきましても所要の補正を行うこととしております。

財政投融资計画につきましては、中小企業対策等として、国民金融公庫等に対し、総額1兆1,082億円の追加を行うこととしております。

以上、現下の財政及び金融行政の運営の基本的考え方についての所信とともに、平成9年度補正予算の概要について御説明を申し上げた次第であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますよう心よりお願いを申し上げ、財政演説を終わらせていただきます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は1月14日に行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）

寺澤	芳男君（民友）	久世	公堯君（自民）	牛嶋	正君（公明）
大淵	絹子君（社民）	立木	洋君（共産）	永野	茂門君（自由）

〔経済対策〕

○景気の現状

設備投資は製造業を中心に緩やかに増加しているものの、個人消費は家計の経済の先行に対する不透明感もあって足踏み状態であり、住宅建設も下げどまりの兆しはあるが依然弱い動きである。民間金融機関において貸し出しに非常に慎重さが見られることも御指摘のとおりである。

○経済予測

2兆円の特別減税を含む予算・税制面の措置や金融システム安定化のための30兆円の公的資金の活用等、財政・金融両面にわたるさまざまな取り組みが我が国経済の力強い回復をもたらすものと考えており、平成10年度の実質経済成長率1.9%程度は達成可能だと思っている。

○財政構造改革と経済対策

経済金融情勢の変化に機敏に対応し、国際状況に応じて財政、税制上の必要な措置を講じていくことは当然であり、二者択一の問題とは考えていない。今般の金融システム安定化対策と特別減税を初めとする諸施策は、こうした考え方のもとに断固たる対応をとるものである。

○特別減税の実施

アジアの通貨・金融不安や我が国金融機関の経営問題等の影響により家計や企業の景況感の悪化が見られる中で、日本発の経済恐慌は絶対に起こさないという決意のもとに、ぎりぎりの対策として特別減税を行うこととした。これが平成11年度以降も必要となるような状況にならないように、景気の回復に最大限努力をしたいと考えている。

〔金融システム安定化対策〕

○公的資金投入対象の拡大

一般の金融機関においても大規模な破綻が相次いで発生したこと等から、金融システムに対する内外の信頼が大きく揺らぎ、信用秩序と経済に重大な影響が懸念されている。こうした状況のもと、預金の全額保護の徹底と金融システム安定化を図るとの強い姿勢を示すことが必要と考え、一般の金融機関をも公的資金投入の対象とする等の対策を提案した。

○優先株等の引き受け

今回の緊急対策における優先株等の引き受けについては、公正中立な審査機関等による厳正かつ透明な手続にするとともに、経営の健全性確保のための計画の提出を求めるなど、モラルハザードの防止措置も講じている。

○貸し渋り対策

早期是正措置の運用の弾力化などを行うほかに、中小中堅企業を対象として、政府系金融機関に新たな融資制度を創設することなどにより、信用保証分合わせて総額約25兆円の資金を用意する。

○金融機関の情報開示と経営責任

金融機関の破綻に関し、預金者の保護に万全を期す一方で、破綻金融機関について存続を許さないという方針は変わっていない。金融機関のディスクロージャーの強化を推進するとともに、破綻した金融機関の経営責任等について厳格な追及を行っていく。

○平成10年2月16日（月）

【橋本内閣総理大臣の施政方針演説】

〔はじめに〕

私は、将来の我が国を展望した上で現在をいかなる時代と認識し、何を優先課題とすべきかを考え、冷戦後の国際社会に対応した外交、沖縄が抱える問題の解決、行政改革を初めとする6つの改革に全力を傾けてまいりました。内閣総理大臣就任以来の2年余を顧み、我が国の進むべき方向を見据え、今何をなすべきか、改めて率直に申し上げたいと思います。

まず第1は、この10年来の経済面の困難を克服し、また、制度疲労を起こしている我が国のシステム全体を改革することです。

経済のボーダーレス化、人口の少子・高齢化など内外情勢が大きく変化する中で、我が国がより安定した発展を続けていくために、改革を先送りすることは許されません。私は、自立した個人が夢を実現するために創造性とチャレンジ精神を存分に発揮できる国、また、内外のさまざまな変動に機敏にかつ柔軟に対応できる国を築きたい、年長者を敬い、親から子へと心の大切さや生活の知恵を伝えていくことのできる社会、そして豊かな自然や伝統、文化を大切に守り、伸ばしていけるような社会をつくり上げたい、心からそう思っております。私が進めている改革は、こうした認識に基づくものであり、内閣の総力を挙げ、どのような困難があってもやり抜く決意です。

第2は、この国の将来を担う子供たちのことです。

明治以来、教育は、親や地域だけではなく、国が積極的に関与すべき課題とされ、今や我が国の学校教育は平均的には世界最高の水準にあると言われます。しかしながら、暮らしが豊かになり、家庭の役割が変化し、進学率が上昇する中で、受験戦争やいじめ、登校拒否、さらには青少年の非行問題が極めて深刻になっております。今、子供たちは本当に悩み、救いを求めていると思います。家庭にも学校にも居場所を見つけられず、進学や就職のこと、友達づき合いや男女交際のことでも、相談相手が得られない、解決を見出せないというのが厳しい現実でありましょう。しかし、この問題を放置すれば将来に禍根を残すことは間違いありません。大変難しい課題ではありますが、子供たちのために何をすればよいのか、皆様とともに考え、真正面から取り組んでまいります。

第3は、冷戦後の国際秩序を模索する世界の動きに的確に対応した外交であります。

第2次世界大戦後の世界を分断した東西対立は過去のものとなり、日ロ関係の抜本的な改善を初め、我が国の外交が広がりを持つとともに、アジア太平洋地域の平和と安定がますます重要になっている今日、こうした認識に立って主体的な外交を進めます。

この3点を念頭に置いて施政の方針を明らかにし、国民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思っております。

〔力強い日本経済〕

我が国は、1980年代半ば以降、急激な円高、その後のバブルの発生と崩壊という経済の大きな変動を経験しました。特に、バブル崩壊の過程では、地価の下落、土地の需給の不

均衡、不良債権問題の深刻化、企業の財務状況の悪化が進み、さらに昨年の夏以降、アジア各国においては通貨・金融面の混乱、国内においては金融機関の破綻などが相次ぎました。

これらの問題を克服し、経済の停滞から一日も早く抜け出し、力強い日本経済を再建しなければなりません。そのためには、まず金融システムの安定と景気の回復が必要であり、同時に経済構造改革を初めとする構造改革が不可欠であります。財政構造改革の必要性も何ら変わっておりません。そして経済金融情勢の変化に応じて臨機応変の措置を講じ、景気の回復を図ることもまた当然であります。

今国会においては、金融システムの安定を図るとともに、一日も早く景気を回復するため、9年度補正予算と関連法案の成立に全力を挙げてまいりました。議員各位の御協力にお礼を申し上げますとともに、既に実施している緊急経済対策、2兆円規模の特別減税、9年度補正予算に加え、金融システム安定化対策の迅速かつ的確な執行に努めます。

10年度予算においては、社会保障、環境、科学技術、情報通信など、国民生活の安定と経済構造改革に資する予算を確保するとともに、公共投資を重点化、効率化し、過去最大の5,705億円、1.3%の一般歳出の減額と1兆1,500億円の公債減額を行っております。また、国鉄長期債務の処理、国有林野事業の債務の処理を含めた抜本的改革の実現を図ることとしております。景気回復を確実なものにするためにも、10年度予算の一日も早い成立に御協力をお願いいたします。

金融システムの信頼は、行政、金融機関、金融資本市場の参加者が責任を全うすることによって得られます。

行政の責任は、金融システム安定化対策を速やかに実施し、また、透明かつ公正な金融行政を遂行することにあります。この重大な時期に、大蔵省職員、大蔵省出身の特殊法人役員が不祥事を起こし、金融行政のみならず、行政全体に対する信頼を著しく損ないました。事態を厳粛に受けとめ、大蔵大臣のもと、徹底した内部調査と関係者の厳正な処分を行い、綱紀を正し、不祥事を繰り返す土壌を根本から改めます。さらに、いわゆる公務員倫理法の制定を期します。

金融行政に関しては、客観的かつ公正なルールに基づく透明な行政に転換するとともに、民間専門家の登用、外部監査の活用などにより、厳正で実効性のある金融検査を確立します。金融機関に対しては、経営の徹底した合理化を強く要請するとともに、国際的に通用する水準の経営情報の開示を求めてまいります。また、破綻した金融機関の経営者の責任が厳しく問われることは当然であります。

こうした取り組みを進めながら、働いて蓄えた資産を有利に運用することができ、また、事業のリスクに見合ったコストで必要な資金を調達することができる公正かつ効率的な金融システムを目指し、株式売買の委託手数料の完全自由化と証券デリバティブの全面解禁、公正な証券取引ルールの整備などを行います。

金融システムの改革の進展に合わせ、金融関係税制については、10年度に有価証券取引税の税率の半減などを行うとともに、11年末までに見直し、株式等譲渡益課税の適正化とあわせて有価証券取引税を廃止することとしております。

次に、経済構造改革について申し上げます。

私が目指す力強い日本経済は、透明性の高い市場における活発な競争を通じて人と技術

が磨かれ、資金が循環し、これら3つが将来性のある分野におのずと集まる経済、個人消費と民間投資が主役となって成長し、質の高い雇用の場をつくり出す経済であります。これからの日本は、福祉、情報通信、環境などへのニーズがますます高まり、産業はこうした需要にこたえていかなければなりません。

また、企業活動の場としての我が国の魅力を高めるために、物流、運輸や、電力、石油などのエネルギー、情報通信などの分野で、コストを含めたサービス水準が2001年までに国際的に遜色のないものとなるよう、徹底した規制の撤廃と緩和を行います。

10年度税制改正においては、法人税及び法人事業税の基本税率などを引き下げ、新規産業の創出を促し、国際競争力を持つ企業が活動しやすい環境の整備に踏み出しました。法人課税の水準を国際水準に近づけていくことが重要であり、このような観点も踏まえ、法人事業税における外形標準課税の問題についても検討を進めます。

産業構造が変化し、終身雇用と年功序列を基礎とした雇用慣行が見直される中で、労働形態の多様化を進めることは、人々が生きがいを持って働くためにも、国全体の生産性を高めていくためにも重要な課題であり、転職をより容易にし、転職に伴う不利をなくするための制度改革、労働基準法の改正、能力開発のため主体的に努力する方々への支援、高齢者の雇用促進に力を入れます。また、企業倒産により生じる雇用問題には機動的に対策を講じます。

技術の面では、産学官の連携による研究開発とその成果の活用、適切な知的財産権の保護により新規事業の創出を図るとともに、我が国の競争力の源泉である物づくりを支える技術と技能、中小企業の人材の育成に努めます。

農林水産業と農山漁村の発展は、経済構造を改革する上でも、食糧の安定供給、自然環境や国土の保全のためにも極めて重要であります。昨年取りまとめた新たな米政策を推進するとともに、新しい農政の基本法の制定に向けた検討を進めるなど、農政の抜本的改革に取り組んでまいります。

〔自立した個人と社会の連帯〕

冒頭申し上げましたように、ナイフを使用した殺傷事件、薬物の乱用、学校でのいじめ、性をめぐる問題など、子供たちが直面する問題は極めて深刻であり、現象面にのみ目を奪われることなく、根底にある問題を真剣に考えなければなりません。

子供たちには、この世に生を受けて本当によかったと思ってほしい、みずからの目標に向かって邁進してほしい、成長してから社会が抱える問題に積極的にかかわってほしい、心からそう思います。家庭と学校がお互いの責任を強調しても問題を解決することはできません。子供たちがなぜこうした行動に走るのか、家庭、学校、地域、さらにはマスメディアなどを含め、皆が手を携えて取り組むためにどうすればよいのか、それぞれの経験、意見を持ち寄り、幅広い観点から議論し、今こそ大人の責任で対策を考え、実行しなければなりません。

常識、知恵、知識を身につけるための教育が、いつの日からか、皆が同じようによい学校に入り、よい仕事につくための手段になり、私たちは、いわゆるよい子の型に子供たちをはめようとする親と教師になっていないでしょうか。偏差値より個性を大切にす教育、心の教育、現場の自主性を尊重した学校づくり、中高一貫教育など選択肢のある学校制度、子供の悩みを受けとめられる教師の養成など、教育改革を進める上でも、このような問題

意識を十分反映させていかなければなりません。

6つの改革が前提とする個人は自立した個人です。社会を明るくし、未来を切り開く源はそうした個人の夢と希望であり、それをかなえるために努力する姿は本当に素晴らしいものです。開催中の長野冬季オリンピックと引き続き行われるパラリンピック、そして6月のワールドカップサッカー大会における日本選手の活躍を心から期待いたします。そして子供たちがこうした素晴らしい活躍に胸を躍らせ、それぞれの地域で、スポーツ、文化、ボランティアなど好きなことに打ち込み、個性と能力を伸ばしていく、そのような社会をつくりたいと考えております。

個人の幸福と社会の活力をともにかなえるためには、個人が相互に支え合い、助け合う社会の連帯を大切にし、人権が守られ、差別のない公正な社会の実現に努力しなければなりません。中でも、男は仕事、家事と育児は女性といった男女の固定的な役割意識を改め、女性と男性がともに参画し、喜びも責任も分かち合える社会を実現することは極めて重要であり、そのための基本となる法律案を来年の通常国会に提出いたします。労使の方々にも、働く女性が性により差別されることなく、その能力を十分に発揮することができるよう、御理解と御協力をいただきたいと思っております。

社会保障、福祉政策はこれまで大きな役割を果たし、我が国は世界一の長寿国となりました。社会保障に係る負担の増大が見込まれる中で、国民皆年金・皆保険制度を守り、安心して給付を受けられる制度を維持していくためには、少子・高齢化や経済成長率の低下という環境の変化などに対応し、改革を進めなければなりません。

年金については、来年の財政再計算に向けて、世代間の公平、公私の年金の適切な組み合わせを考えながら、将来にわたって安定した制度づくりを行います。

医療については、いつでも安心して医療を受けられるよう、医療費の適正化と負担の公平の観点から、薬価、診療報酬の見直しを初め、抜本的な改革を段階的に行います。こうした改革を進める上では、国民の皆様の声を政策の立案過程から十分に伺い、議論を尽くし、結論を出します。

また、子育てや介護を担う方への支援を充実するとともに、介護保険制度の円滑な施行に向けて施設の整備、人材の確保に努めます。ハンディキャップを克服し、自立した生活を送ろうと努力する障害者の方々など、真に手を差し伸べるべき弱い立場にある方を支援することは当然であります。

【かけがえのない環境、国土と伝統、文化、暮らしの安全と安心】

かけがえのない環境、国土、伝統、文化を大切に守り、暮らしの安全と安心を確保することは、国の果たすべき責務であり、中でも、地球環境を守り子孫に引き継ぐことは最も重い責任の一つです。

昨年12月、世界は地球温暖化の防止に向けて大きな合意をいたしました。その合意を実現するために、省エネルギー法の強化などによる省エネルギーの徹底、原子力、新エネルギーの開発・利用の促進、革新的な技術開発、途上国の支援などに取り組んでまいります。国民の皆様にもライフスタイルの見直しを初め、できる限りの御協力をお願いいたします。

また、限られた資源を有効に活用し、廃棄物を減量するため、家電製品などの再商品化に関する法整備を初め、廃棄物処理対策とリサイクルを一層強力に推進いたします。

さらに、ダイオキシン類の排出抑制、いわゆる環境ホルモンの問題への対応、新型インフルエンザなどの感染症対策など、人の健康と自然環境を脅かす新たな問題や、科学技術の進歩に伴う生命倫理の問題に精力的に取り組みます。

21世紀は、時間や距離の制約なく、だれもが大量の情報をやりとりすることができる高度情報通信社会であり、その到来に向けた戦略的な対応が必要です。政府としては、電子商取引の本格的な普及、西暦2000年問題、いわゆるハイテク犯罪など、情報化をめぐる諸問題に適切に対応するとともに、ネットワークインフラの整備、教育、医療など公共分野の情報化、利用者本位の行政の情報化を推進いたします。

これからの国土政策の基本は、多軸型の国土構造を形成していくことであり、新しい全国総合開発計画を策定し、首都機能移転問題への取り組みも含め実施してまいります。あわせて、ゆとりある国土空間と恵まれた自然環境を生かした北海道の総合開発計画を推進します。

社会資本整備については、国が関与する事業を重点化、効率化するとともに、民間の参加を期待することができる分野に新たな手法を導入してまいります。

土地税制の見直し、不動産の証券化、大都市における容積率の見直しなどにより、民間部門の建てかえや再開発、そして不良債権の処理、経済の活性化にも資する土地の有効利用を促進し、職と住の両面における都市の利便性、快適性を高めます。

中心市街地の活性化対策、大型店と地域社会がともに栄えるために実効性のある政策を行い、地域コミュニティの発展を支援します。

さらに、国民共通のよりどころ、豊かな心をはぐくむ源である伝統、文化、芸術、工芸を大切に守り、育ててまいります。

危機管理、災害対策に関しては、在ヘルー日本国大使公邸占拠事件、ナホトカ号重油流出事故などの教訓を踏まえ、初動体制の整備、内閣の体制の強化などを行い、万全を期します。阪神・淡路大震災の被災地の復興にも最大限の努力を続けます。

また、市民生活を脅かす銃器犯罪や薬物の乱用、組織犯罪、さらには公正な金融経済秩序の信頼を損なう行為に厳正に対処するとともに、暴力団やいわゆる総会屋などの反社会的勢力を根絶するよう断固として対応します。また、発生件数が5年連続して増加している交通事故の防止対策を推進します。

〔外交〕

次に、外交であります。

まず、焦眉の急となっているイラクの大量破壊兵器の廃棄をめぐる問題に関しては、関連する国連安保理決議に基づき、国連特別委員会の査察が即時、無条件に実施されることが必要であります。外交努力を続けながら、米国を初め関係国と協調して対処する方針であります。

アジア太平洋地域の平和と安定は、我が国外交の最大の課題であります。昨年夏以来のアジア各国の通貨金融市場の混乱は、この地域の経済に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、世界経済に不安定感を与えております。アジア各国が潜在的な力を発揮し、再び力強い経済成長を続けるためには、透明な市場原理に基づいてみずから富を生み出すことのできる、すそ野の広い経済を目指した経済・産業構造改革を進めることが重要であり、IMFを中心とする国際的な枠組みを基本として、関係国、関係国際機関と連携しながら

応してまいります。

アジア太平洋地域の平和と安定のためには、日本、米国、中国、ロシアの4カ国が、信頼と協調に基づく関係を構築していくことが重要であります。

そのような中で、私がまずもって重視するのは、ロシアとの関係の抜本的改善であります。4月にはエリツィン大統領の訪日が予定されています。大統領との間に生まれた信頼関係を一層強固なものとし、橋本・エリツィンプランを含め、昨年11月のクラスノヤルスク首脳会談の成果を着実に具体化しながら、2000年までに東京宣言に基づいて平和条約を締結し、両国関係を完全に正常化するよう最大限努力いたします。

また、日中平和友好条約締結20周年を迎え、江沢民国家主席の来日が予定されている中国の間では、さまざまなレベルにおいて対話を深め、日中友好関係をさらに発展させるとともに、中国と国際社会との一層の協調を促してまいります。

韓国との間では、漁業協定締結交渉など懸案を抱えておりますが、より広い視点から金大中次期大統領との信頼関係を確立し、さまざまな分野での交流、協力を進めてまいります。

北朝鮮に関しては、朝鮮半島の平和と安定に向け、韓国などと緊密に連携しながら、拉致疑惑や日本人配偶者の故郷訪問、国交正常化交渉の再開、KEDOの問題などに真剣に取り組めます。

アジア太平洋地域の平和と安定のためにも、ユーラシア外交を進めていくためにも、基軸となるのは日米関係であり、安全保障、政治、経済にわたる幅広い関係をさらに発展させてまいります。特に、日米安保体制の信頼性の向上は我が国の安全にとって不可欠であるとともに、アジア太平洋地域全体の平和と安定につながるものであり、新たな日米防衛協力のための指針の実効性を確保するための作業を着実に進めてまいります。

アジア太平洋地域における米軍のプレゼンスが、地域の平和と安定に不可欠である状況のもとで、沖縄の方々が長年背負ってこられた負担に思いをいたし、沖縄が抱える問題の解決に全力を傾けたい、中でも普天間飛行場は市街地にあり、この危険な状況を放っておけない、だからこそ私は、SACO最終報告を取りまとめ、普天間飛行場の返還を可能にする最良の選択肢として代替ヘリポートの建設を提案いたしました。今でもそのような私の思いは同じです。

米軍の施設・区域の整理、統合、縮小に引き続き全力を挙げ、代替ヘリポート建設に地元の御理解と御協力をいただけるよう粘り強く取り組めます。北部地域を含めた沖縄の振興にも最大限努力する決意であり、特別自由貿易地域制度の創設などを内容とする法案の成立を期します。

我が国の防衛については、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本理念に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守るとともに、防衛大綱及び昨年末に見直した中期防衛力整備計画に基づき、節度ある防衛力の整備に努めます。また、ASEAN地域フォーラムなどの安全保障対話や防衛交流などにより、周辺諸国との信頼の醸成に努力してまいります。

また、人口が増大する中で、食糧、エネルギー、環境などの問題を克服し、持続可能な開発を実現していくことは極めて重要であります。我が国としては、これらの課題に積極的に取り組むとともに、途上国の自助努力を支援するため、貧困対策と社会開発、環境保

全、人づくりなどを重点として、質の高い援助を効果的に実施してまいります。

地域紛争、軍縮・不拡散、難民、テロなどの問題についても、国連平和維持活動への参加などにより積極的な役割を果たすとともに、我が国の安保理常任理事国入りの問題を含め、この分野において大きな役割を果たす国連が、全体として均衡のとれた形で改革されるよう努力いたします。

〔行政改革〕

行政改革の目的は、国の権限と仕事を減量し、簡素で効率的な行政、機動的で効果的な政策遂行を実現すること、国民の皆様から信頼される開かれた行政を実現することであり、これは同時に、住民に身近な行政をできる限り身近な地方公共団体が担えるようにすることであり、

地方分権に関しては、今国会中に政府の推進計画を作成し、確実に実施するとともに、市町村へのさらなる権限などの移譲、市町村の自主的な合併の積極的な支援、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保、地方の課税自主権の拡大を図ります。地方公共団体に対しては、徹底した行財政改革に取り組むよう強く求めてまいります。また、新たな規制緩和推進3カ年計画を作成し、一層の規制の撤廃と緩和を進めます。

これらの取り組みにより、国の権限と仕事を絞り込み、2001年1月には1府12省庁体制への移行を開始することを目指し、内閣機能の強化と中央省庁改革のための基本法案の成立を期します。

新体制に移行する過程においては、現業の改革、独立行政法人制度の導入、郵便貯金などの預託の廃止を含めた財政投融资制度の抜本的な改革などにより、公務員の定員を含め、行政を大幅にスリム化するとともに、公務員制度のあり方を検討し、必要な改革を行います。

今国会に提出する情報公開法案は、主権者である国民の皆様、政策を評価、吟味し、御意見をいただき、政治と行政への関心を高めていただくために極めて重要であり、法案の早期成立をお願いいたします。また、開かれた行政への取り組みとして、動力炉・核燃料開発事業団の改革を行います。

最後に、行政改革によって不透明な規制を廃し、社会が事後監視・救済型へと転換していく中で、国家の基礎を支える司法の機能が充実することは欠くことのできない課題であり、内閣としても積極的に協力してまいります。

〔むすび〕

以上、私の所信を申し述べてまいりました。

本年は、バブル崩壊後の最終局面を乗り越え、改革に向けて力強い歩みを進める年、すなわち明日への自信を持つ年であります。私はこの国と国民の力を信じます。私たちは、敗戦後の廃墟から立ち上がり、石油危機、円高などの国際情勢の激変や公害問題など、その時々々の困難を乗り越えてきました。その熱意と知恵と努力があれば、解決できない問題はありません。

我が国の将来像、進むべき方向を示し、それを実現するために政策を実行するのは政治の使命であります。政治が国民の信頼を回復し、国民の期待にこたえていくために、与党3党は、政治腐敗の防止のための方策、議員の兼職禁止に係る行為規範の見直しなど、政治倫理などに関する協議を精力的に進めており、その結論に従い、清潔で活力ある政治の

実現を図ります。私自身、政策を真剣に議論する政治を率先し、与党3党の協力関係を基本として、政策によっては各党各会派の御協力をいただき、国民の皆様のために全力を尽くします。

御臨席の各党各会派の議員各位、国民の皆様の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

○平成10年2月16日（月）

【小淵外務大臣の外交演説】

第142回国会に当たり、我が国外交の基本方針につき所信を申し述べます。

まず私は、緊張の高まっているイラク情勢につき、一言申し上げたいと思います。

大量破壊兵器の廃棄をめぐる、重ねての国連安保理決議を無視し続けるイラク政府当局のかたくなな姿勢は、平和を願う国際社会全体への重大な挑戦であると言わざるを得ません。イラクが保有しているとされるサリンやVXガス等の恐ろしさは、私たち日本人自身がわずか数年前に体験したばかりであります。このような大量破壊兵器の拡散が生じないよう、イラクが国連の全面的査察を直ちに無条件に受け入れることが重要であります。我が国としては、外交努力を続けながら、関係国と協調して対処する方針であります。

〔国際情勢認識と外交の基本方針〕

21世紀まであとわずか3年を残すのみとなった現在、我が国を取り巻く国際情勢はいかなるものでありましょうか。冷戦終結後、一時期の混乱を経て、民主主義と自由市場経済を大切にす基本的考え方は広く世界に根づいたように思われます。さまざまな地域紛争も、今、解決へ向けての進展が見られます。我が国が位置するアジア太平洋地域では、日米両国に中国、ロシアを加えた4カ国の間で活発な外交が展開され、新たな枠組みづくりの動きが芽生えております。しかしその一方で、東アジア諸国が現在直面している経済問題のように、大胆な対応が緊急に必要とされる事態が生じております。

このような情勢の中で、我が国外交が目指すべき方向をしっかりと考えなければなりません。その際重要なのは、冷静な歴史的視点と将来に対する的確な見通しであると思われまます。私は、国際情勢の現状と変化を正しく見きわめ、21世紀の日本の姿を念頭に置きながら我が国の外交に果敢かつ積極的に取り組む決意であります。

〔各国・地域との関係〕

さて、我が国が位置するアジア太平洋地域を見ると、地域の平和と安定の枠組みづくりを目指した日米中ロ4カ国間の協力を確保することが枢要であります。そのため、我が国としては、日本外交の基軸である日米関係の一層の強化に努めながら、日中関係の発展と日ロ関係の前進に向けて努力してまいります。また、このような4カ国の関係進展に伴い、将来4カ国が一堂に会して種々の議論を行うことも視野に入れておく必要があると考えます。

良好な日米関係は、日米両国のためだけでなく、アジア太平洋地域、ひいては世界全体

の安定と繁栄のために極めて重要であります。

この日米関係の根幹をなす日米安保体制は、我が国の安全保障政策の重要な柱であるとともに、アジア太平洋地域の平和と繁栄を支える役割を果たしております。このため、その一層円滑で効果的な運用に努めていく必要があります。特に、新たな日米防衛協力のための指針の実効性を確保するための施策に精力的に取り組んでいくことが重要であります。

また、普天間飛行場の返還、海上ヘリポートの建設を含め、SACO最終報告の着実な実施が沖縄県の方々の御負担を軽減するための最も確実な道であるとの考えに変わりはありません。今後ともこの最終報告の実施に向け、地元の方々の御理解と御協力を得るべく努力してまいります。

もちろん、日米関係は、安全保障関係のみならず、経済、社会、文化等広範な分野にわたる包括的な協力関係であり、これを全体としてさらに進展させるべく努めてまいります。

中国との間では、昨年両国総理による相互訪問に続き、日中平和友好条約締結20周年に当たる本年は江沢民国家主席の訪日が予定されております。今後とも活発な要人往来や安全保障を含むさまざまな対話を通じて相互理解と協力の一層の増進に努めてまいります。そして中国のWTO早期加盟の支持や経済協力等を通じて改革・開放政策を引き続き支援し、また、遺棄化学兵器処理問題等の日中間に存在する諸懸案の解決に努力いたします。

ロシアとの間では、クラスノヤルスクでの日ロ首脳会談において、東京宣言に基づき2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことに合意いたしました。さらに、経済分野や安全保障等各分野で均衡のとれた成果が達成され、両国関係はこれまでにない展開を見せております。昨年11月のフリマコフ外相との会談では、両外務大臣を責任者として平和条約交渉を行うことで一致し、先般、平和条約締結問題日ロ合同委員会が設置されました。また、北方四島周辺水域における操業枠組み交渉は、昨年末実質的妥結に達しました。

近く予定される私のロシア訪問や4月に予定されるエリツィン大統領の訪日等の機会を通じ、さまざまな分野での協力を進めるとともに、領土問題を解決して平和条約を締結し、日ロ関係の完全な正常化を達成するため、今世紀に起こったことは今世紀中に解決するとの姿勢で橋本総理とともに努力を尽くす決意であります。

次に、朝鮮半島情勢は極めて重要な問題であり、韓国との友好協力関係は我が国外交の最も重要な柱の一つであります。

韓国では、経済的困難の克服が喫緊の課題となっており、金大中次期大統領もこの問題に全力で取り組んでおられます。両国間のさまざまな問題に適切に対処するとともに、国際社会においても緊密に協力し、友好協力関係をさらに発展させなくてはなりません。私は、昨年、金大中次期大統領に対してこのような考え方をお伝えし、積極的な反応を得ました。

なお、漁業協定につきましては、まことに残念ながら最終的に意見の一致に至らず、先般、現行協定に従いこれを終了させる意思を通告しました。政府としては、今後とも、国連海洋法条約の趣旨を踏まえた新たな漁業秩序を早期に確立するとの決意のもと、新たな協定を早期に締結すべく交渉を続けてまいります。

北朝鮮につきましては、その情勢を鋭意注視しつつ、また拉致疑惑や日本人配偶者の故

郷訪問などの諸懸案の解決に取り組みます。そして朝鮮半島の平和と安定に資する形で、日朝間の不正常的な関係を正すべく韓国等と緊密に連携しながら対処いたします。また、4者会合本会談の開始を歓迎するとともに、引き続きK E D Oの活動に積極的に取り組んでまいります。

昨年来、東アジア諸国が直面している経済困難への適切な対処は、この地域共通の重要な課題であります。この問題は、近年地球的規模で相互依存が進展する中で発生したものであり、世界経済全体に不安定感を与えておりますが、国際社会が保護主義の台頭を抑え、一体となって対応することが急務となっております。我が国に対する期待も高まっており、これまで関係各国、国際機関とも連携して、タイ、インドネシア、韓国に対する支援を行ってまいりました。東アジア各国が現在直面する困難の解消に協力し、相互の関係を一層強固にすることが重要であります。

我が国は、世界第2の経済大国、そして地域における最大の経済主体として、今後とも、主要国首脳会議等の場を通じ、リーダーシップを発揮してまいります。この地域の経済は、健全なマクロ経済運営及び構造改革によりさらなる成長が可能であり、我が国自身、厳しい国内経済情勢ではありますが、国際社会からの期待にできる限りこたえていく決意であります。

広く世界に目を転ずれば、新たな国際秩序の構築過程において、欧州統合の進展は国際社会全体に重要な影響を及ぼすものであり、欧州との協力関係はさらに重要となります。各種外交日程、文化行事などを通じ、日欧関係の一層の強化のため努力してまいります。

中南米諸国については、民主化と経済発展を重視し、貧困、環境等の問題解決のために支援を強化します。

中東におきましては、中東和平プロセスの支援等を通じ、地域の平和と安定に貢献してまいります。

アフリカ諸国との関係では、開発と安定の両面からアフリカ諸国の自助努力を支援することが重要であり、本年10月には我が国で第2回アフリカ開発会議を主催いたします。

シルクロード地域に対しては、政治対話の強化や経済協力を通じて国づくりの努力を支援してまいります。

このように、私はさまざまな諸国との関係強化にきめ細かく努め、外交の幅を広げてまいります。

〔アジア太平洋地域を巡る地域協力〕

2国間関係の強化と並行して、アジア太平洋での地域協力の推進も重要であります。経済面では、A P E Cが現下の東アジア経済情勢のもとでも、貿易・投資の自由化、円滑化を推進するなど重要な役割を果たしております。安全保障面では、A S E A N地域フォーラムが、信頼醸成に加え予防外交について政府レベルでの検討開始を確認するなど着実な成果を上げております。また、本年4月には、アジアと欧州間の相互理解と協力のために大きな意義を持つ第2回アジア欧州会合が開催されます。

〔国際社会の諸課題とグローバルな取り組みへの協力〕

次に、グローバルな視点から世界を見ると、地域紛争、軍縮・不拡散、開発、環境、民主化、人権、国際組織犯罪、テロなどの課題が今まで以上に重要となっております。我が国は、これらを見ずからの課題としてとらえ、平和な世界、繁栄した世界の構築のため、

積極的に役割を果たしてまいります。

〔グローバルな問題に対処するための枠組み〕

グローバルな問題への対処に当たり重要な枠組みは国連であります。この国連が時代の要請に適合した役割を一層効果的に果たすよう、全体として均衡のとれた形での改革を早期に実現すべく最大限の努力を行います。我が国としては、このような国連改革が実現される中で、憲法が禁ずる武力の行使は行わないという基本的な考え方のもとで、多くの国々の賛同を得て、安保理常任理事国として責任を果たす用意があることは、これまで表明してきたところであります。

〔平和のためのイニシアティブ〕

先般、我が国が主催した紛争予防戦略に関する国際会議でも明らかにいたしましたとおり、我が国は地域紛争の予防から紛争後の国づくりまでを視野に入れて、国際社会の平和と安定のため、国連平和維持活動等に協力してまいります。この関連で我が国が和平成立に向けて努力してきましたカンボジアについては、本年7月の自由、公正な選挙の実施のため支援を行います。また、地域紛争に伴う難民問題についての支援を引き続き積極的に行う方針であり、政府予算案におきましても特に重点を置いております。

世界の平和のためには大量破壊兵器の軍縮と不拡散は重要な課題であり、包括的核実験禁止条約の早期発効等に向け、真剣に取り組めます。

私は、昨年12月、対人地雷全面禁止条約に署名いたしました。政府としては、今後、条約の早期批准を目指す所存であります。また、政府は、地雷除去や犠牲者支援のため、今後5年をめぐり100億円程度の支援の実施を決定いたしました。さらに、人道的な対人地雷除去活動に必要な機材等の輸出については、これを武器輸出三原則等の例外とし、その輸出を可能といたしました。今後、小火器を含む通常兵器の移転と過剰な蓄積の問題にも率先して取り組んでまいります。

〔繁栄のためのイニシアティブ〕

世界経済の発展に関しては、国際社会がグローバル化の恩恵を最大限に享受するよう、WTOを中心とする多角的貿易体制の強化が重要であります。

同時に、開発途上国の発展を促すことが必要であります。政府開発援助は、そのために我が国が行う貢献の最も重要な柱であります。来年度政府予算案の中でODA予算は10.4%削減となっておりますが、政府としては、総合調整により予算の重点配分を行うとともに、国別の援助政策の充実、実施体制の改善、国民参加のODAの推進等、改革に大胆に取り組む、限られた財源で最大限の効果を発揮するよう努めます。そしてこの改革の中で国民の皆さんとともにODAのあり方を考え、御理解を得ていきたいと思っております。

また、世界経済にとり、中長期にわたるエネルギー政策も不可欠であり、資源開発に対する支援などを通じ、安定的なエネルギー供給に向けた取り組みに参画してまいります。

一方、持続可能な発展のためには、環境問題に各国が協力して取り組まなくてはなりません。我が国は、先般の地球温暖化防止京都会議におきまして議長国として最大限の努力をしたところでありますが、地球全体の将来のために、今後とも積極的な役割を果たしてまいります。

〔海外安全対策〕

ますます多くの日本人が広く海外を旅行し、外国に在住されて、国際交流や国際貢献に

大きな役割を果たされることを願ってやみません。しかし、日本と治安状況も異なる海外で邦人が犠牲者となる痛ましい事故や事件が発生していることも記憶に新しいところであります。邦人の方々にこのような危険に御留意いただく中で、政府としても海外における邦人の安全対策の強化に努めてまいります。

【結び】

以上、外交の基本方針について詳細に述べてまいりました。

今日の厳しい国内経済状況を前にして、我々はとかく内向きとなり、対外関係よりも国内の問題に目が向きがちであります。しかし現在、平和にして豊かな我々の国民生活は、世界全体の平和や繁栄を度外視して維持することは不可能であります。

外交は政府だけの力で行うものではありません。日露戦争後の我が国外交の方向を危惧したエール大学の朝河貫一教授は、90年前に日本の危機を論じたその著書の中で、我が国と外国との関係を決定するのは、究極のところ外交に対する日本国民の理解いかにかかるとの趣旨を述べました。これはそのまま今日の外交にも当てはまると思います。

平和で豊かな日本を、そして世界を次の世代へ引き継ぐために、日本の外交をどのように進めていくべきか、私は責任者の一人として、また一人の国民として皆様とともに考えていきたいと存じます。国民とともに歩む外交推進のため、皆様の英知ある温かい御支援、御協力を切にお願い申し上げます。

○平成10年2月16日（月）

【松永大蔵大臣の財政演説】

【金融検査をめぐる不祥事と今後の対応】

平成10年度予算の御審議をお願いするに当たり、財政及び金融行政の運営の基本的考え方と予算の概要を御説明いたしたいと思っておりますが、その前に、このたびの金融検査をめぐる不祥事について申し述べます。

先般、大蔵省の金融検査部に所属する職員が収賄の容疑により逮捕されたことは大蔵省に対する信頼を著しく損なうものであり、ざんきにたえません。ここに改めて国民の皆様におわび申し上げます。

今回の事態への対応については、これまでの国会審議の過程などで申し上げているところでありますが、まず、綱紀の保持を徹底するため、新たに金融サービス監査官を大臣官房に設置いたしました。金融サービス監査官は、民間金融機関等の検査・監督に従事する職員について、綱紀の保持状況の監視・調査を行うものであり、その際、弁護士に助言を求めるとしております。今後ともこの制度を活用し、綱紀の保持の一層の徹底を図ってまいります。

また、現在、金融行政に関連する部局の職員と金融機関等の関係について大蔵省の内部調査を実施しておりますが、その結果を速やかに取りまとめ、問題がある場合には厳正に処分いたします。

さらに、金融行政に対する信頼を回復するため、検査体制、行政手法等に関し抜本的な改革を進めてまいります。

金融検査については、厳正で実効性ある検査体制、手法を確立するため、検査の基本的あり方を転換いたします。

具体的には、早期是正措置の導入を契機として、金融機関による自己査定を前提としつつ、事後的なルール遵守状況等の把握に重点を置くほか、予告検査の導入等の新たな金融検査の手法を構築いたします。さらに、民間専門家の登用、研修の強化充実、主要国監督当局との人材交流等を進めることとし、早急に具体策を取りまとめ、実施してまいります。

また、金融行政については、明確なルールに沿った透明性の高い手法に移行しつつありますが、こうした中で、さらに金融機関から意見を聴取したり行政の考え方を説明するため、定例の金融連絡会を新たに設置いたします。これは、いわゆるMOF担の存在を必要としない行政に転換するとともに、行政の透明性を確保するための措置であります。

私は、国民の皆様信頼される新しい大蔵省をつくり上げるため、以上申し述べました措置を初めとする大蔵省の改革に全力を挙げて取り組んでまいりたい決意であります。

〔現下の経済金融情勢と当面の経済政策の運営方針〕

次に、財政及び金融行政の運営の基本的な考え方について所信を申し述べます。

最近の経済金融情勢を概観しますと、個人消費が低調な動きとなるなど、家計や企業の景況感の厳しさが実体経済に影響を及ぼしており、景気はこのところ停滞している状況にあります。また、アジア地域の通貨金融市場の混乱のほか、昨年秋以来、複数の金融機関の経営問題の表面化等を契機に我が国の金融システムの安定性が大きく揺らぎかねない事態が生じました。

こうした危機的な事態に機動的に対応するため提案いたしました平成9年度補正予算並びに特別減税及び金融システム安定化に関する法律について御賛同いただきましたことに感謝申し上げます。

同補正予算に計上されました災害復旧事業等の公共事業や一般公共事業に係る国庫債務負担行為などについては、現在、鋭意執行に努めております。

2兆円規模の特別減税については、給与所得者等に対して、今月の源泉徴収時から減税を実施しております。

預金者保護と金融危機時における金融機関の自己資本充実を柱とする金融システム安定化のための措置については、国会における御審議を踏まえ、厳正かつ透明性の高い運用に努めてまいります。とりわけ、多くの御議論がありました金融機関の発行する優先株等の引き受けについて、その審査を公正中立に行うため金融危機管理審査委員会を可及的速やかに設置し、金融機関からの審査要請に直ちに応じられるよう体制を整備することにより、金融機関の自己資本の充実に向けた取り組みを進めてまいります。

また、年度末に向けては、政府系金融機関の資金量を十分に確保するとともに、早期是正措置の弾力的運用などの方策を講ずることとし、資金供給の円滑化に努めてまいります。

政府としては、金融システムの安定化と経済の回復軌道への復帰に向けてこれらの施策を適切に実行してまいります。

〔構造改革の推進〕

経済金融情勢に対して機動的な対応を行うことと並行して、中期的な日標に向けた構造

改革を着実に推進することも重要な課題であります。

新世紀まであと3年となった現在、我が国経済社会は、本格的な高齢社会への移行、国際化、情報化の進展など、時代の大きな潮流変化の中にあります。経済社会を支えてきた旧来の制度をこうした変化に対応した新たなものとし、豊かで活力のある経済社会を構築していくために全力を挙げて財政構造改革、金融システム改革等の構造改革を推進していかなければなりません。

—— 財政構造改革 ——

まず、現在の危機的な財政状況から脱却し、さまざまな政策要請に十分対応できる財政構造を構築していくことが必要であります。私としては、財政構造改革法に規定された最終的な目標達成に向けて全力を尽くしてまいり所存であります。

また、財政投融资については、財政政策の中で有償資金を適切な分野に活用するという基本的な役割を踏まえつつ、その抜本的改革を進めてまいります。

—— 税制の対応 ——

さらに、税制については、平成10年度改正において、時代の潮流変化と各般の構造改革にあわせ、広範かつ思い切った措置を講ずることとしております。

主要な措置を申し述べますと、法人税制については、基本税率や中小法人に対する軽減税率等を引き下げるとともに、課税ベースを拡大・適正化いたします。これにより、法人税の基本税率は、シャウプ税制以降最も低く、米国の連邦法人税率を下回る水準となります。こうした改革は、経済活動に対する税の中立性を高め、経済構造改革の推進にも寄与するものと考えております。

金融関係税制については、金融システム改革に対応した措置を講じます。その中で、有価証券取引税及び取引所税について、その税率を本年4月から半減し、さらに、平成11年末までに、金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益課税の適正化とあわせて廃止することとしております。

土地住宅税制については、土地をめぐる状況の変化等を踏まえ、地価税を当分の間課税しないこととするほか、個人、法人の土地譲渡益課税の大幅な軽減措置等を講じます。

また、所得課税においては、中堅所得者層の税負担等に配慮したきめ細かい措置を講じます。

—— 金融システム改革 ——

我が国の金融システムに対する内外の信認を確固たるものとしていくためには、金融システム安定化のための措置を実施していくとともに、新世紀に向けて金融システム改革を進め、自由かつ公正で国際的な金融システムを形成していくことが不可欠であります。

政府としては、このために、投資信託の整備、株式売買委託手数料の完全自由化、証券会社の原則登録制への移行等を図るとともに、公正取引ルール、金融機関のディスクロージャーに関する制度及び破綻の際の証券投資家、保険契約者の保護のための制度の整備を行います。また、不動産等の資産の流動化を促進するための制度整備等を行ってまいります。こうした措置を実施するため、今国会に金融関連の所要の法律案を提出することとしております。

このような政府の取り組みにあわせて、金融機関において、その社会的責任と高い公共性にかんがみ、国際的に通用するディスクロージャーの実現、責任ある経営体制の整備及

び経営の合理化、効率化に向けたさらなる取り組みが行われることを強く期待いたします。

〔世界経済の持続的発展への貢献〕

目を外に転じますと、世界経済は米国を中心に拡大基調を続けておりますが、昨年夏以降、タイに端を発し、インドネシア、韓国などのアジア地域に広がった通貨金融市場の混乱の影響が懸念されております。世界経済の持続的発展にとってアジア経済の安定が不可欠であります。そのために、我が国としては、IMFを中心とする国際的な支援体制の中で、関係各国中最大の支援を実施してまいりました。

さらに、アジアの通貨、金融の安定に向けた域内協力を強化するため、我が国の積極的な取り組み等により、昨年11月、マニラにおいてアジア地域を中心とした新たな支援の枠組みが合意され、APEC首脳宣言でも支持されたところであり、今後とも、アジア地域の動向を注視していくとともに、関係各国及びIMF、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関とも密接に連携しながら適切に対処してまいり所存であります。

為替相場については、今後とも、主要国との政策協調及び為替市場における協力を通じ、その安定を図ってまいります。

また、我が国は、WTO、APEC等を通じ、多角的自由貿易体制の維持強化及び貿易円滑化に積極的に取り組んでおり、平成10年度関税改正においても、特定品目の関税率の引き下げ等、所要の改正を行うこととしております。

〔平成10年度予算の概要〕

次に、今国会に提出しております平成10年度予算の概要について御説明いたします。

平成10年度予算は、財政構造改革法に従い、歳出全般について聖域を設けることなく徹底した見直しを行いつつ、限られた財源を重点的、効率的に配分したものとなっております。また、長年の懸案である国鉄長期債務及び国有林野累積債務についても具体的な処理策をまとめたところであり、

歳出面については、一般歳出の規模は44兆5,362億円となり、前年度当初予算に対して5,705億円、1.3%の縮減を達成いたしました。

国家公務員の定員については、第9次定員削減計画を着実に実施するとともに、増員は厳に抑制し、3,700人に上る行政機関職員の定員の縮減を図っております。補助金等についても、地方行政の自主性の尊重及び財政資金の効率的使用の観点から、その整理合理化を積極的に推進しております。

これらの結果、一般会計予算規模は77兆6,692億円となり、前年度当初予算に対し0.4%の増加となっております。

歳入の基幹たる税制については、さきに申し述べましたとおり、法人税制、金融関係税制、土地住宅税制等に関して適切な措置を講ずるほか、たばこ特別税を創設することといたします。

税の執行については、今後とも国民の信頼と協力を得て、適正公平な実施に一層努めてまいります。

以上の措置を受け、公債発行予定額については、前年度当初予算より1兆1,500億円減額し、15兆5,570億円としております。その減額の内訳は、建設公債について8,100億円、特例公債について3,400億円となっております。この結果、公債依存度は20%となり、前年度当初予算の21.6%より1.6ポイント低下しております。特例公債の発行等については、

既に関係の法律案を提出しており、御審議をお願いすることとしております。

財政投融资計画については、財政投融资の抜本的改革を推進するとの基本方針のもとで、民業補完や償還確実性の原則を徹底するとともに、景気に配慮しながら、資金の重点的、効率的な配分を図り、その規模のスリム化を図ったところであります。この結果、一般財政投融资の規模は36兆6,592億円となり、前年度当初計画に対し6.8%の縮減となっております。また、資金運用事業を加えた財政投融资計画の総額は49兆9,592億円となり、前年度当初計画に対し2.7%の縮減となっております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費については、少子・高齢化が急速に進む中で安定的な社会保障制度を構築する観点から、医療分野において薬価の大幅引き下げや老人医療費の負担の公平化を図るための制度改革を行うほか、雇用保険制度に係る国庫負担のあり方を見直すなどの措置を講じております。

文教及び科学振興費については、創造的で活力に富んだ国家を目指して、教育環境の整備、高等教育、学術研究の充実、創造的・基礎的研究に重点を置いた科学技術の振興等の施策の推進に努めております。

公共事業関係費については、物流の効率化対策に資するものを中心とした経済構造改革関連の社会資本及び生活関連の社会資本について重点的に整備することとしております。公共事業の実施に当たっては、費用対効果分析の活用や長期にわたる事業等を対象とした再評価システムの導入などを通じて公共事業の効率化、透明化に努めることとしております。

中小企業対策費については、厳しい経営環境に配慮し、中心市街地活性化、金融対策等に重点を置いて施策の充実を図っております。

農林水産関係予算については、自主流通米価格の急落等、米をめぐる厳しい状況に対処するため新たな米政策を構築するなど、担い手への施策の集中及び市場原理、競争条件の一層の導入を図りつつ、施策の着実な推進に努めております。

経済協力費については、事前調査、事後評価の拡充等を図りつつ、環境、社会開発、人道、人づくり等の分野に重点化を図り、所管の枠を超えた総合調整を行うなど、援助の量から質への転換を徹底しております。

防衛関係費については、先般見直しが行われた中期防衛力整備計画のもと、効率的で節度ある防衛力の整備を図ることとしております。

エネルギー対策費については、地球温暖化問題への対応の重要性等も踏まえ、総合的なエネルギー対策の着実な推進に努めております。

地方財政については、国と地方がバランスのとれた財政運営を行う必要があるという基本的考え方を踏まえつつ、所要の地方交付税総額を確保するなど、地方財政の運営に支障を生ずることのないよう適切な措置を講ずることとしております。地方公共団体におかれましても、財政の自主的かつ自立的な健全化に鋭意努力されるよう要請するものであります。

以上、平成10年度予算の大要について御説明いたしました。

何とぞ、関係の法律案とともに、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

〔結び〕

私は、これまで申し述べました諸施策を実施し、経済を回復軌道に復帰させるとともに、諸改革を通じ、将来世代のために豊かで活力ある経済社会を築いていくことに全力を尽くしてまいります。そして大蔵省に対する国民の皆様への信頼を回復するよう、財政及び金融行政を適正に運営してまいります決意であります。

国民各位の一層の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

○平成10年2月16日（月）

【尾身経済企画庁長官の経済演説】

我が国経済の当面する課題と経済運営の基本的考え方について、所信を申し述べます。

〔我が国経済が直面している課題〕

我が国経済は、最近の株価等の動きに見られるように、市場心理には一部好転の兆しが見られるものの、金融機関の経営破綻、アジア地域における通貨金融市場の混乱等を背景に、家計や企業の景況感の厳しさが個人消費や設備投資に影響を及ぼしているなど、景気はこのところ停滞しております。このような現状の背景には、我が国経済が直面している次のような構造的な問題があり、これらを早急に解決する必要があると考えます。

第1に、金融機関や企業の不良債権問題であります。バブルの後遺症である不良債権処理のおくれと金融システムの安定性に対する信頼感の低下が景気回復の足かせとなっており、これらの問題の解決が急務であります。

第2に、日本的な経済システムの制度疲労の問題であります。グローバル化の進展、少子・高齢社会への移行、情報通信の高度化といった内外の環境変化の中で、我が国経済のさまざまな制度や慣行の変革が求められております。過剰な規制の存在は、民間企業の事業機会をそぎ、高コスト構造を通じて経済の活力を低下させるなど、規制緩和を初めとする経済構造改革の推進が重要課題となっております。

第3に、産業の空洞化の問題が挙げられます。経済のグローバル化が進展し、企業が最適な事業環境を求めて国際展開を進める中で、海外に生産拠点を移す動きが見られるなど、産業の空洞化が懸念されています。企業が国を選ぶ時代において、我が国が事業活動の拠点として選ばれる国になるためには、国際的に魅力ある事業環境を整備する必要があります。

〔民間需要を中心とした自律的な景気回復の実現〕

以上のような諸課題に対応し、私は、民間需要を中心として経済を順調な回復軌道に乗せ、自律的な安定成長を持続させ、もって豊かな国民生活の実現を図っていくことを経済運営の基本として取り組んでまいります。このため、政府として経済の体質を改善強化し、民間の活力を十分に生かせる体制を整備するなどの観点から、次の5つの点を中心とした諸施策に取り組んでまいります。

——金融システムの安定性確保——

第1に、金融システムの安定性確保と不良債権問題の早期解決であります。

金融システムは経済の根幹であり、その安定性確保が経済活性化の大前提であります。このため、預金者保護と金融システムの安定を図る観点から、合わせて30兆円の資金を活用できるよう、9年度補正予算及び関連法律において措置されたところであります。

他方、バブルの後遺症として、担保不動産の処分が滞っていることが不良債権処理の障害となっており、土地の有効利用の促進や土地取引の活性化が必要と考えられます。このような状況にかんがみ、地価税を凍結し、また、法人の土地譲渡益追加課税の適用停止等、バブル期に導入された措置を停止する等の土地税制の改正を行うこととしております。

さらに、いわゆる貸し渋りの問題があります。

本年4月の早期是正措置の実施を控え、民間金融機関において貸し出しに慎重さが見られる中、中小企業を初めとして経済を支える健全な企業に対する必要な資金供給が妨げられることがないように適切な措置を講じてまいります。

このため、前述の金融システム安定化策に加えて、中小企業金融公庫等の政府系金融機関に新たな融資制度を創設するなどにより、信用保証分を含めて総額約25兆円の資金を用意し、その積極的な活用を促進してまいります。

——規制緩和を初めとする経済構造改革の推進と新たな発展基盤の整備——

第2に、規制緩和を初めとする経済構造改革の推進と新たな発展基盤の整備に努めてまいります。

規制緩和は、企業の自由な創意工夫を引き出すことによって新規事業、ベンチャー企業の創出を実現するなど、経済全体の体質強化につながるものであり、我が国が目指すべき民間活力中心の経済構造を構築する上で不可欠であります。

政府は、昨年11月に規制緩和を中心とする経済構造改革等を柱とした「21世紀を切りひらく緊急経済対策」を取りまとめました。一例を挙げれば、情報通信分野について思い切った規制緩和を行うこととしたところであり、これが料金の低廉化、サービスの多様化等を通じて電気通信分野の国際競争力の向上につながるほか、情報通信の高度化は、さまざまな分野における生産性の向上と新規事業の創出を通じ、経済構造改革を推進する原動力となるものと考えております。

また、土地の有効利用に関連して、都心の商業地域等における容積率の抜本的緩和、農地転用の円滑化、市街化調整区域における開発許可の弾力化などの措置を講ずることとしたところであります。

さらに、介護サービスへの民間参入の促進、労働者派遣事業の対象業務の拡大、活力ある証券市場を目指した金融システム改革の推進など、広範な措置を講ずることとしたところであります。

政府としては、これらの経済対策の確実な実施に努めるとともに、経済構造の変革と創造のための行動計画の推進及び新たな規制緩和推進計画の策定を含め、今後とも、さらに経済活性化のための具体的方策について検討を続け、より一層強力に規制緩和を中心とする経済構造改革を推進してまいります。

また、我が国産業の革新的な展開を図り、21世紀の新しい経済社会の発展を実現するためには、独創的で幅広い産業のフロンティアを開拓する環境を整備することが必要と考え

ます。科学技術は新たな成長のフロンティアを生み出す源泉であります。創造的な研究開発を推進するため、産学官連携による研究開発環境の整備を進めるなど、科学技術創造立国を目指して科学技術の発展に重点的に取り組んでまいります。

さらに、研究開発力を有する将来有望なベンチャー企業を初めとする新規産業の創出は、良質な雇用機会の確保、本格的な高齢社会における我が国経済の活力維持の観点からも重要であります。このため、規制緩和の強力な推進に加えて、リスクマネーの供給、人材の育成と移動の円滑化、適切な知的財産権の保護の強化等に力を注いでまいります。

なお、経済構造改革とともに、財政構造改革も車の両輪として推進していく必要があります。財政構造改革を進めていくためにも経済の活性化が重要であり、また、財政構造改革は、中長期的には国民負担率の上昇の抑制、公的部門の簡素化等により、経済の活性化に資するものと考えます。

こうした構造改革後の我が国経済社会の将来展望につきましては、現在、経済審議会において審議を進めておりますが、透明で公正な市場経済システムのもとに環境に調和した社会を構築し、プラスの蓄積を未来に発展、継承していくとの方向で、本年6月を目途に取りまとめを行う予定であります。

——企業にとって魅力ある事業環境の整備——

第3に、企業にとって魅力ある事業環境を整備し、産業の空洞化に対応してまいります。

法人課税については、その水準を国際水準に近づけていくことが重要であり、10年度税制改正においては、企業の活力を高め、国際競争力を引き続き維持していくため、国、地方を合わせた法人課税の実効税率を約3.6%引き下げることとしております。また、金融のグローバル化等に対応し、東京をニューヨーク、ロンドンに匹敵する国際金融市場として発展させていくなどの観点から、有価証券取引税の税率を当面2分の1に引き下げるなど、金融・証券関係税制を改正することとしております。

さらに、我が国の制度や仕組みをより国際的に調和のとれたものとするため、政府の苦情処理機能を活用しながら諸外国からの要望にこたえていくなど、貿易・投資環境の整備に努めてまいります。

——豊かで安心できる国民生活の実現——

第4に、豊かで安心できる国民生活の実現であります。

我が国は、戦後の目覚ましい発展を経て、国民一人当たり国内総生産は平成9年度で3万3,000ドル程度とOECD加盟国中のトップクラスとなっておりますが、国民が真に豊かさを実感できる経済社会の形成に向けて、なお一層の努力が必要です。少子・高齢化の進展、日本的雇用システムの変貌などにより、国民生活の将来に不安の生ずることのないよう、社会保障制度の整備や雇用の確保に努め、経済活性化の成果が生活に反映される豊かで安心できる経済社会の構築を着実に進めていく必要があります。

我が国は、都市における地上過密、空中過疎の問題、都市と地方の間の過密過疎の問題を抱えております。これに対し、長期的な視野に立って、ゆとりある居住スペースやオフィススペースの実現、国民の行動範囲の拡大など、スペース拡大を図ることは、豊かな国民生活の実現とともに経済の活性化にも資するものと考えます。このような観点を踏まえ、昨年11月の経済対策においては、土地の有効利用に資する規制緩和や郊外型住宅の取得促進等の措置を講ずることとしたところであり、今後ともその一層の推進を図ってまいりま

す。

また、消費者の自立を支援し、消費者と企業が自己責任に基づいて行動できるような市場ルールを整備することが不可欠であります。現在急増している契約をめぐるトラブルに対応して、消費者利益の擁護・増進を図るため、消費者と事業者の間のあらゆる契約に関する具体的なルールの早期立法化に向けて努力してまいります。

さらに、国際化や高齢化の進展などの環境変化の中で、民間非営利団体、いわゆるNPOによる社会貢献活動が活発化しており、今後、活力ある豊かで安心できる社会を築いていく上で重要な役割を果たすものと考えられます。このため、NPOの活動を促進するための環境整備を積極的に図ってまいります。

— 国際社会への貢献 —

第5に、我が国が世界とともに繁栄していくため、世界経済の持続的発展に貢献してまいります。

アジア諸国については、その長期的な成長力は依然として力強いと考えられますが、幾つかの国は通貨金融市場に不安定性が見られるなど困難に直面しております。

政府としては、IMFを中心とする枠組みの中でできる限りの支援を行うとともに、経済協力につきましても、アジア地域に重点を置き、経済インフラの整備、人材育成、中小企業、すそ野産業育成等を重視した支援を行い、この地域の発展を一層促進するよう努めてまいります。

また、地球温暖化防止京都会議の結果を踏まえ、経済の活性化の要請にも配慮しつつ、総合的な地球温暖化防止対策を講ずるなど、地球環境問題への対応に貢献してまいります。

〔平成10年度経済の見通し〕

平成9年度の我が国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動、金融機関の経営破綻、アジア地域における通貨金融市場の混乱等を背景とする企業や消費者の我が国経済の先行きに対する信頼感の低下等から大幅に減速いたしました。この結果、平成9年度の実質経済成長率は0.1%程度となるものと見込んでおります。

このような状況に対し、政府としては、以上申し上げた金融システム安定化措置、規制緩和等の経済構造改革の推進、土地の取引活性化と有効利用、法人課税、有価証券取引税の引き下げなどの政策対応に加え、2兆円規模の特別減税を行うこととしております。

平成10年度経済は、駆け込み需要の反動等の要因がなくなるとともに、これらの政策対応の効果が徐々に本格化し、また、平成10年度予算及び関連法案を早期に成立させていただくことにより、企業や消費者の我が国経済の先行きに対する信頼感の回復が期待されることから、次第に順調な回復軌道に復帰してくると思っております。こうした考え方のもと、平成10年度の実質経済成長率は1.9%程度と見通しております。

もとより政府としては、今後とも内外の経済、金融の実情に応じて、経済活性化に向けて適時適切な経済運営に努めていくことは言うまでもありません。

〔結び——改革と展望が生み出す活力ある21世紀——〕

以上、我が国が当面する主な経済運営の課題と基本的考え方について所信を申し述べました。

我が国経済は、21世紀に向けた新たな発展のために、従来の発想を抜本的に転換し、民間部門中心の強靱で活力に満ちた経済へとその体質を変えていくべき極めて重要な段階に

あります。そして政府の果たすべき役割は、規制緩和等を通じて民間部門がその活力を最大限に発揮できるよう、経済の体質を改善強化し、競争を促進し、弱者の保護にも配慮しつつ自己責任の原則を貫徹する条件を整えるなど、発展のための基盤を整備することにあると考えます。

我が国は、これまでに蓄積してきた8,000億ドルの対外資産、2,000億ドルを超える世界一の外貨準備、1,200兆円の個人金融資産等の資本、教育水準の高い人的資源、高度な技術基盤やそれを支える文化的基盤など、21世紀における新たな発展を実現するための高い潜在的能力を有しております。構造的諸問題を克服し、将来世代のために、これらのプラスの蓄積を未来に向けて発展、継承していかなければなりません。歴史の転換点にあつて、一時的に足踏みを経験しつつも、経済構造改革の必要性については国民的コンセンサスがあります。

我が国経済は、一時的に霧に覆われた状況にありますが、経済の実情に応じた各種の施策の総合的推進により明るい展望が開かれ、一たん回復軌道に乗れば徐々に力強い足取りの景気拡大につながっていくものと考えます。改革と展望が生み出す活力ある21世紀を目指して、国民の皆様が元気を出して仕事に取り組んでいただけるよう、私は微力ながら精いっぱい努力してまいります。

国民の皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は2月19日、20日の両日行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）

菅野 久光君（民友）	井上 吉夫君（自民）	松浦 孝治君（自民）
浜四津 敏子君（公明）	梶原 敬義君（社民）	上田 耕一郎君（共産）
泉 信也君（自由）	真島 一男君（自民）	北澤 俊美君（民友）

〔公務員の綱紀肅正〕

○大蔵省改革

大蔵省は、今回の事件を深く反省し、綱紀の肅正に努めることはもちろん、金融行政を明確なルールに沿った透明性の高いものに転換していく等の改革が必要である。職員一同が自覚を新たにし、一丸となって国民に対する信頼回復のために改革に取り組んでいかなければならない。

○公務員倫理法の制定

こうした法律案を考えなければならないこと自体、まことに遺憾である。現在、政府部内に公務員倫理問題に関する検討委員会を設け、いわゆる公務員倫理法の制定を期して鋭

意検討を行っている。同じく本問題を検討している与党3党とも連携し、早急に作業を進めていきたい。

〔外交・安全保障〕

○イラク情勢

安保理決議687の重大な違反が国際の平和と安全を脅かすものであることは既に関連安保理決議で認定されている。我が国は外交的解決が最善と考え、さまざまな外交努力を行ってきた。特にアナン事務総長のイラク訪問は事態解決のための決定的な機会であるので、事務総長に我が国の支持を伝達し、また在京イラク臨時代理大使に、イラクが本件訪問を重く受けとめ、関連安保理決議を遵守するよう要請した。

○日米中ロ4カ国の関係強化

アジア太平洋地域の安定と繁栄を図る上で、この4カ国の間に良好な関係が構築されることが極めて重要である。我が国としては、引き続き日米関係を基軸としながらその維持強化に努めつつ、中国、ロシア、韓国等の近隣諸国との関係強化を図り、同時にこの地域における協力の推進に積極的に努力していきたい。

○日ロ関係

明日から小淵外務大臣が訪ロし、また本年4月にはエリツィン大統領が訪日する予定である。このようなハイレベルの交流を通じて各般の分野における協力と関係強化を図るとともに、クラスノヤルスク合意を踏まえ、東京宣言に基づき2000年までに平和条約を締結するために全力で取り組む。

○日韓漁業協定

交渉をまとめるべく努力を傾けてきたが最終的合意に至らず、新しい漁業秩序を早急に確立するとの決意のもとでやむなく終了通告を行った。政府としては、国連海洋法条約の趣旨を踏まえた新たな漁業協定の締結交渉に取り組むとともに、日韓の友好協力関係を一層強化したい。

○新指針に基づく法整備

新指針の実効性確保については、昨年9月29日の閣議決定の趣旨を踏まえて、現在、政府部内で法的側面も含め検討を行っている。可能な限り速やかに検討作業を取りまとめ、所要の措置を講じることが重要と考えているが、現時点で法整備の内容、法案等の提出時期などについて具体的に定まっていない。

○海上ヘリポート建設と沖縄振興策

政府としては、現時点における最良の選択肢と考える海上ヘリポートの実現に向けて、地元の理解と協力が得られるよう粘り強く取り組んでいく。沖縄振興策についても、米軍基地の整理、統合、縮小に対応し、依存型経済から自立型経済への移行が図られるよう、今後とも最大限の努力を払っていきたい。

〔経済・景気対策〕

○景気対策

政府としては、既の実施している緊急経済対策、2兆円の特別減税、9年度補正予算に加え、金融システム安定化対策の迅速かつ的確な執行に努めることとしている。それに加えて、当面、10年度予算及び法人税減税等を含む税制改正関連法案等を予定どおり通していただくことが最大の景気対策であると考えている。

○大規模減税の実施

大規模減税の実施は、後世代への負担の先送りである特例公債の大量発行を伴うという問題がある。また、我が国の租税負担率が欧州諸国に比べてかなり低い水準にある中で、税負担のあり方としても問題があると思う。

○貸し渋り対策

現下の金融経済情勢を踏まえれば、金融機関の融資対応力を強化し、健全な事業を営む中小企業などへの資金供給の円滑化を図ることが我が国経済の喫緊の課題である。そのためには金融機関の自己資本の強化や金融システムの安定が重要であり、でき得る限りあらゆる方策を講じ措置していくことが必要であると考えてさまざまな施策を実施している。

○公共事業予算

財政構造改革の趣旨を踏まえ、経済構造改革関連の社会資本について物流の効率化に資するものを中心として優先的、重点的に整備するほか、相対的に立ちおけている生活関連の社会資本への重点化を図ることとしている。

○大型店の出店規制

許可制の導入によって経済的規制を強化することは適当ではなく、むしろ時代の変化に対応して政策転換を図り、交通、環境問題への対応及び計画的な地域づくりとの整合性の確保のために、大型店の出店に関し実効性ある新たな制度を用意することが必要であり、このために必要な法律案を今国会に提出する。

〔行政改革〕

○中央省庁等の改革

今回の改革は、単に現行の省庁をそのままの姿でくり直すのではない。郵政事業を初め現業の改革、独立行政法人制度の創設、公共事業の見直し、国立病院等の施設等機関の見直し、局、課等の整理簡素化及び定員の削減などを通じて国の仕事の減量、効率化を推進し、行政を大幅にスリム化していく。

○地方分権の推進

地方分権推進委員会の4次にわたる勧告を最大限に尊重して、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担うことをその基本とし、今通常国会が終了するまでのできるだけ早い時期に推進計画を策定し、地方分権を総合的かつ計画的に進めていきたい。

〔社会保障〕

○高額所得者に対する年金の支給制限

この問題は、財政構造改革法においても検討課題とされている。他方、社会保険方式の基本にかかわるといった意見もある。政府としては、将来の現役世代の負担を過重なものとしないう、国民的議論を十分に尽くしながら、合意を得て制度改正に取り組んでいきたい。

○基礎年金国庫負担率引き上げ

所要の財源について検討した結果、莫大な財源を必要とし、平成15年度の財政再建目標の達成が到底困難になること等から、政府としては、昨年6月の閣議決定において、現下の厳しい財政状況にかんがみ、財政再建目標達成後改めて検討を行うこととした。

〔農林水産業〕

○農政の改革

現在、食料・農業・農村基本問題調査会において幅広い議論が進められている。中間取りまとめで両論併記とされた事項を含めて、国民的な合意を形成し、農業農村の発展を図るための新たな農政の指針をつくり上げたい。

〔環境〕

○地球温暖化防止対策

京都会議直後、内閣に設置した地球温暖化対策推進本部において、温暖化対策の今後の取り組みについて決定をした。温室効果ガス削減目標の達成に向けて、推進本部において具体的で実効性のある対策を総合的に進めていく。

○有害化学物質による汚染対策

政府として重要な課題と認識し、実態の解明や規制の強化、情報公開等に努めている。ダイオキシンについては、廃棄物焼却炉等に係る排出規制等、各般の施策を進めており、また環境ホルモンについては、諸外国との連携のもとに調査研究を進めるべく、予算案で重点的に措置をした。

〔その他〕

○教育改革

家庭、地域社会、学校が力を結集した心の教育をいかに充実していくか、また、みずから学び、みずから考える教育への転換を図る教育内容そのものの見直し、現場の自主性を尊重した学校づくりなど地方教育行政システムの改善、中高一貫教育など選択肢のある学校制度の実現、特に子供たちの悩みを受けとめられる教師の養成など、教育改革にこのような問題意識を持って臨んでいきたい。

○少年事件の報道と審判のあり方

少年法の趣旨を逸脱する報道が関係者の人権に好ましからざる影響を及ぼすおそれのあ

ること、さらに、多くの人々に心の痛みを与える危険性のあることは関係当局においても十分承知し、必要な措置を講じているが、少年審判のあり方については、関係当局において必要な検討を今しているところである。

○労働基準法改正

時間外労働については、法律に根拠を置く上限に関する基準及びこれに関する労使の遵守義務を定めることにより適正な水準となるようにする。

裁量労働制及び変形労働時間制の見直しについては、健康確保や総労働時間の短縮のための措置をあわせて講ずるなど、労働者が健康で安心して働けるルールの設定を内容とする法律案とした。

○平成10年5月13日（水）

【松永大蔵大臣の財政演説】

今般、政府は、4月24日に決定した総合経済対策を実施するため、平成10年度補正予算を提出いたしました。その御審議をお願いするに当たり、当面の財政及び金融行政の運営の基本的な考え方を申し述べますとともに、補正予算の概要を御説明申し上げます。

最近の経済情勢は、家計や企業の景況感が悪化したことを背景に、景気は停滞し、一層厳しさを増しております。

政府は、こうした経済状況に対応し、我が国経済を力強い回復軌道に乗せ、我が国経済に対する内外の信頼を回復するため、総事業規模で16兆円を超え、国、地方の財政負担が12兆円規模の過去最大の総合経済対策を決定いたしました。

本対策においては、国内需要の喚起を図ると同時に、豊かで活力ある経済社会の構築に向け、21世紀を見据えて真に必要な社会資本の整備に配慮し、国、地方合わせて総額7兆7,000億円程度の事業を実施することとしております。

具体的には、環境・新エネルギー、情報通信高度化・科学技術振興、福祉・医療・教育、物流効率化、緊急防災及び中心市街地活性化等民間投資誘発のための事業を実施するほか、災害復旧等のための事業に加え、地方単独事業についても追加を要請することとしております。

また、税制面では、国、地方合わせて2兆円規模の特別減税を既に実施中ですが、これに2兆円規模の特別減税を追加し、定額方式によりできる限り早期に実施いたします。さらに、来年も2兆円規模の特別減税を継続することとしております。また、投資や住宅取得の促進を図るために、中小企業投資促進税制の創設、住宅取得促進税制の拡充等の措置を講じてまいります。

法人課税については、今後3年間のうちにできるだけ早く、国、地方を合わせた総合的な税率を国際的な水準並みにするよう、検討を行うこととしており、今後、税制調査会において、税体系全体のあり方も踏まえつつ、地方の法人事業税の外形標準課税の検討を初め、法人課税のあり方について真剣に検討してまいります。また、個人所得課税のあり方についても、税制調査会において公正、透明で国民の意欲が引き出せるような税制を目指し、幅広い観点から腰を据えた検討を行うこととしております。

今回の総合経済対策のように、経済金融情勢の変化に機敏に対応し、臨機応変の措置を講ずることは当然のことです。それと同時に、主要先進国中最悪の危機的状況にある我が国の財政構造を中長期的に改革し、さまざまな政策要請に十分対応できるようにすることも重要な政策課題であります。

こうした認識のもと、財政構造改革を推進しつつも、その時々状況に応じ、いわば緊急避難的に適切な措置を講じ得る枠組みを整備するため、財政構造改革法に修正を加えることとし、そのための所要の改正法案を提出したところであります。具体的には、特例公債発行枠の弾力化を可能とする措置を講ずるとともに、財政健全化の目標年度を平成17年度とするほか、平成11年度の社会保障関係費の増加額をできる限り抑制した額とすること

としております。

次に、金融上の措置について申し述べます。

金融は、経済活動に必要な資金を供給するという、経済全体にとって動脈とも言うべき役割を担うものであり、金融システムの安定性確保とその活性化を図っていくことは極めて重要な課題であります。

本対策においては、債権債務関係の迅速円滑な処理、土地の整形、集約化を行うとともに、資産担保証券市場の環境整備を図るなど、土地、債権の流動化を促進するための総合戦略を策定したところであり、不良債権問題の抜本的な解決に取り組むこととしております。

また、中小企業、中堅企業を初めとする各経済主体への資金供給の円滑化により経済構造改革に資するとともに、最近のいわゆる貸し渋り問題にも対応していくため、金融システム改革を着実に推進していくほか、中小企業金融公庫等の政府系金融機関に対して追加出資、融資の拡充等の措置を講じます。

一方、昨年夏以降、通貨金融市場の変動が続いていたアジア諸国では、成長率の低下、失業者の増加といった厳しい経済状況が続いておりますが、ほとんどの国において、最近の為替市場や株式市場は小康状態にあります。これらの諸国が持続的な経済成長軌道に戻ることができるよう、我が国としても、本対策の中でアジア諸国の経済安定化や構造改革支援のための措置を講ずることとしております。

以上、御説明申し上げました総合経済対策については、先日のサミット準備のための主要国蔵相会合において私から説明いたしました。各国からは、我が国の経済動向等に関し強い関心が示されるとともに、本対策の早期実施に期待が寄せられたところであります。

次に、今国会に提出いたしました平成10年度補正予算の概要について御説明申し上げます。

平成10年度一般会計補正予算では、歳出面において、21世紀を見据えた社会資本の整備の一環として、環境・新エネルギー特別対策費7,849億円、情報通信高度化・科学技術振興特別対策費8,265億円、福祉・医療・教育特別対策費5,238億円、物流効率化特別対策費4,330億円、緊急防災特別対策費4,317億円、中心市街地活性化等民間投資誘発特別対策費4,003億円、災害復旧等事業費1,702億円を計上しております。また、最近の経済金融情勢等にかんがみ、土地流動化対策費4,135億円、中小企業等特別対策費等2,972億円等を計上するとともに、アジア諸国の経済安定化等に必要な経費300億円を計上することとしております。

なお、今般の平成10年分所得税等の特別減税の追加実施等に関連して、臨時福祉特別給付金等2,729億円を計上しているほか、その税収の減少に伴う地方交付税交付金の減額4,714億円に対し、同額の地方交付税交付金の追加を計上しております。

他方、歳入面においては、租税及び印紙収入について、本対策に盛り込まれた税制上の措置を実施することに伴う減収見込み額1兆4,730億円を減額するとともに、その他収入の増加を見込んでなお不足する歳入について、やむを得ざる措置として6兆1,180億円の公債の追加発行を行うこととしております。なお、追加発行する公債のうち、4兆1,080億円が建設公債、2兆100億円が特例公債となっております。今回の措置により、平成10年度の公債発行額は2兆6,750億円となり、公債依存度についても、平成10年度当初

予算に対し6.3ポイント増加し、26.3%となります。

これらの結果、平成10年度一般会計補正後予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し4兆6,455億円増加し、82兆3,146億円となります。

以上の一般会計予算補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしております。

財政投融资計画については、総合経済対策を実施するため、日本輸出入銀行、中小企業金融公庫等に対し1兆1,569億円、郵便貯金特別会計に対し4兆円、合計15機関に対し総額5兆1,569億円を追加することとしております。

以上、平成10年度補正予算の概要について御説明いたしました。何とぞ、関係の法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

最後に、大蔵省の不祥事をめぐる問題について一言申し述べたいと存じます。

大蔵省においては、金融関連部局に在籍した職員を中心に調査を行い、その結果を去る4月27日に発表いたしました。多数の職員において民間金融機関等との間に公務員としての節度を欠いた関係があったことはまことに遺憾であり、改めて国民の皆様深くおわび申し上げます。

大蔵省職員一同、これを契機に綱紀の厳正な確保を図るとともに、新しい時代の要請を踏まえて真に国民の負託にこたえられるよう全力を尽くしていく決意であります。

国民各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、人口構造の高齢化等、財政を取り巻く環境は大きく変容しており、財政構造改革を推進する必要性は変わるものではありません。

しかしながら、昨年末に大型金融機関の破綻が相次ぎ、また、アジアの幾つかの国で金融、経済の混乱が生じたことに伴い家計や企業の景況感が厳しさを増すなど、内外の悪条件が一斉に重なり、我が国経済は極めて深刻な状況にあります。こうした状況にかんがみますと、バブル崩壊後の資産価格の下落等による企業や金融機関の財務面の悪化への対応が長引くなど、我が国経済はいまだバブルの後遺症から抜け切れていないと言えます。

こうした我が国経済の状況を踏まえれば、財政構造改革を進めつつも、その時々状況に応じ適切な財政措置を講じ得るような枠組みを整備する必要があります。

本法律案は、こうした考え方を踏まえ、所要の規定の整備を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第1に、特例公債発行額の各年度縮減の規定について、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生あるいは経済活動の著しい停滞という状況に応じ特例公債の発行枠の弾力化が可能となるよう所要の改正を行うこととしております。

第2に、財政構造改革の当面の目標の年度を平成17年度とすることとしております。

第3に、平成11年度の当初予算における社会保障関係費の増加額は、できる限り抑制した額とすることとしております。

次に、平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、当面の景気に配慮して、平成10年分の所得税について特別減税を追加実施するとともに、中小企業投資促進税制の創設等を行うほか、住宅取得促進税制の拡充等を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第1に、今回の特別減税は、既に実施している特別減税に加え、定額による特別減税を追加実施するものであります。この追加分の特別減税の額は、本人について2万円、控除対象配偶者または扶養親族1人について1万円としております。したがって、当初分と追加分を合わせた特別減税の額は、本人について3万8,000円、控除対象配偶者または扶養親族1人について1万9,000円の合計額となります。

ただし、その合計額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合には、その所得税額を限度としております。

この特別減税の具体的な実施方法に関しましては、給与所得者については、平成10年8月1日以後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から追加分の特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、以後に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から、順次控除することにより実施することとしております。最終的には、平成10年分の年末調整の際に、年税額から当初分と追加分を合わせた特別減税額を控除することにより精算することとしております。

次に、公的年金等の受給者については、給与等の特別減税に準じた方法により実施することとし、最終的には、来年の確定申告の際に、当初分と追加分を合わせた特別減税の額を精算することとしております。

また、事業所得者等については、平成10年分の所得税に係る第1期の予定納税額の納期を7月から8月に1カ月おくらせる等の特例措置を講じた上で、原則として、その第1期の予定納税額から当初分と追加分を合わせた特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、第2期の予定納税額から控除することにより実施することとしております。

なお、予定納税の必要のない者を含め、最終的には、来年の確定申告の際に、当初分と追加分を合わせた特別減税の額を精算することとしております。

第2に、民間投資及び研究開発の促進のための1年限りの措置として、中小企業者等が取得する機械等について税額控除と特別償却の選択適用等を認める中小企業投資促進税制の創設等を行うとともに、ベンチャー企業を含む中小企業者等の試験研究費の税額控除の特例の拡充を行うこととしております。

第3に、住宅取得促進税制について、住宅借入金等の年末残高1,000万円以下の部分に適用される控除率を拡充し、平成10年居住分について6年間の控除限度額の総額を170万円から180万円に引き上げる等の措置を講じることとしております。

以上、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

○平成10年2月18日（水）

【松永大蔵大臣の平成8年度決算の概要についての報告】

平成8年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書、政府関係機関決算書、国の債権の現在額総報告並びに物品増減及び現在額総報告につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は81兆8,090億円余、歳出の決算額は78兆8,478億円余でありまして、差し引き2兆9,611億円余の剰余を生じました。この剰余金は、財政法第41条の規定によりまして、一般会計の平成9年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、平成8年度における財政法第6条の純剰余金は4,442億円余となります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額77兆7,712億円余に比べて4兆378億円余の増加となりますが、この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額3兆6,951億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純増加額は3,426億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額77兆7,712億円余に、平成7年度からの繰越額3兆6,773億円余を加えました歳出予算現額81兆4,485億円余に対しまして、支出済み歳出額は78兆8,478億円余でありまして、その差額2兆6,006億円余のうち、平成9年度に繰り越しました額は2兆3,495億円余となっており、不用となりました額は2,511億円余となっております。

このうち、予備費であります。平成8年度一般会計における予備費の予算額は2,000億円であり、その使用額は1,986億円余であります。

次に、平成8年度の特別会計の決算であります。これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

なお、歳入歳出決算に添付されている国の債務に関する計算書による債務額であります。平成8年度末における債務額は416兆215億円余であります。

このうち、公債であります。平成8年度末における債務額は247兆5,439億円余であります。

次に、平成8年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は56兆6,724億円余でありまして、この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額等は56兆6,585億円余であります。

次に、平成8年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承願いたいと存じます。

次に、国の債権の現在額であります。平成8年度末における国の債権の総額は288兆8,745億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額であります。平成8年度末における物品の総額は11兆6,993億円余であります。

以上が平成8年度の一般会計歳入歳出決算等の概要であります。

○平成10年 4月14日（火）

【橋本内閣総理大臣の経済対策についての報告】

冒頭、経済対策の基本的考え方について、その概略を御報告申し上げます。

バブル経済の生成及びその崩壊後、我が国経済はいまだその後遺症から抜け切れておりません。昨年、この端的なあらわれとして、大型金融機関の破綻が相次ぎました。また、アジアの幾つかの国の金融、経済の混乱など、内外の悪条件が一斉に重なり、我が国経済は極めて深刻な状態となっております。

私は、今、国民の皆様、景気をよくしてほしいという強い要請と期待にこたえるため、構造改革を推進しながら、我が国経済及び経済運営に対する内外の信頼を回復するに必要なかつ十分な規模の経済対策を講じることとし、次の点を基本に経済対策を編成してまいりたいと思います。

まず第1に、私は、4兆円を上回る大幅減税を行いたいと考えております。

所得税、住民税について、今年既に2兆円の減税を実施中ですが、さらに今年中に2兆円の減税を上積みし、来年も2兆円の特別減税を継続します。このほか、政策減税についても検討していきたいと考えております。また、個人の負担する所得税や住民税のあり方について、公正で透明な税制を目指し、幅広い観点から深みのある見直しを行いたいと考えています。同時に、法人に対する課税について、私は、今後3年のうちにできるだけ早く、総合的な税率を国際水準並みにしたいと考えております。

こうした問題について、政府及び党の税制調査会に対し早急な検討を開始するよう要請してまいります。

また、先週末より、私が議長を務める財政構造改革会議を開催し、財政構造改革法について議論を始めたところであります。

財政構造改革の必要性はいささかも変わるものではありません。しかしながら、今の深刻な経済情勢にかんがみ、私は、現在の財政構造改革の基本的骨格は維持しつつ、緊急避難的にどのような対応をとるべきかを早急に検討すべきと考えます。そのような緊急対応としての性格を明確にして、特例国債発行枠の弾力化を可能とする措置を導入するということが考えられてよいと思います。

第2に、21世紀を見据えて、豊かで活力のある経済社会の構築に向けて、真に必要な社会資本等を整備することとしたいと思います。

その際、将来の世代が整備してくれてよかったと感謝してもらえるような分野を重点といたします。

いわゆる真水という議論がありますが、私は最も有効な経済対策は何かということを実剣に熟考し、そのために真に必要な財政負担は大胆に計上する決意であります。その結果、国と地方の減税や社会資本整備の財政負担が合計で10兆円規模となることも当然にあると予想しています。そして総事業規模は16兆円を上回る過去最大のものといたします。

今回の措置は緊急避難的対応であり、財政構造改革の骨格を維持いたします。政治責任の追及を恐れて必要な政策が打てないということならば、それこそが政治責任であると考えております。

国民各位の御協力、御支援をいただきたいと思っております。

以上が、経済対策の基本的な考え方です。

○平成10年5月22日（金）

【橋本内閣総理大臣の第24回主要国首脳会議出席等に関する報告】

15日から17日まで英国バーミンガムで開催された第24回主要国首脳会議について御報告いたします。

昨年デンバー・サミット以降に発生したアジアの通貨・金融危機は、本年のサミットにおいて焦点の1つとなりました。特に、先日来大きな展開を示しているインドネシア情勢に関しては、当然ながらサミットで活発に議論されましたが、その結果、我々は人命の損失を深く懸念し、当局と市民の双方に暴力の高まりを回避するよう呼びかけるとともに、経済改革プログラムの履行を完全に支持し、さらに、インドネシア当局に対し必要な改革の迅速な実施を呼びかける声明を発出いたしました。

なお、インドネシアでは、昨日スハルト大統領が辞任し、ハビビ副大統領が新大統領に就任いたしました。我が国としては、インドネシアの民生の安定と経済の回復が一日も早く実現することを願っており、インドネシア国民の改革努力に対し引き続き支援を惜しまない考えであります。

アジアの経済情勢に関する議論の場で、私は、総額420億ドルに上る我が国の支援策につき紹介するとともに、G8諸国として引き続き精神・物質両面で危機克服努力への支援を継続すること、アジア経済危機を契機として保護主義が台頭しないよう警鐘を発すること、また、良好なファンダメンタルズを持つアジア諸国経済は、苦渋に満ちた調整期を経つつも、やがて必ず力強く復活するであろうと国際社会が信ずることが、今日最も重要である旨強調いたしました。これらの点は、国際資本移動のモニタリング等、国際金融システムの強化に関する私の主張とともに、各国首脳の賛同を得、一連の文書の発出に反映できたことは幸いでありました。

また、世界経済の現状に関する討議の中で私は、我が国の現下の経済運営につき、第1に景気回復に向けた減税と社会資本整備による内需の拡大、第2に不良債権問題の本格的な処理と金融システムの強化、第3に構造改革の実行という3つの柱につき説明し、その早期実施に向け必要な補正予算や減税法案を既に国会に提出していることを述べました。こうした我が国の総合経済対策は主要国首脳より強い歓迎を受けましたが、このことは、必ずや日本経済に対する内外の信頼を高める結果となるものと確信しております。

グローバルな経済問題としては、アジア経済のほか、貿易、開発、環境、エネルギーが取り上げられ、私からは、第2回アフリカ開発会議への協力要請、国際寄生虫対策、京都議定書の実現に向けた取り組みの継続と途上国の自主的参加意欲の重要性等に言及いたしました。

ブレア首相が特に重点を置かれた雇用については、深刻なアジアの失業問題に言及しつつ、神戸会議が提起した活力ある雇用社会の実現や新規産業の育成等の重要性を指摘し、国際組織犯罪については、特に薬物、なにかんずく覚せい剤対策の重要性等を指摘しながら、国内、国際両面にわたる取り組みを強化していく決意をいたしました。

インドの核実験について、私より、インドに対しては一連の核実験を非難し、新規円借

款の停止を含む強い措置をとり、同時にハキスタンに対しては最大限の自制を呼びかけるとの我が国の立場を説明し、G8としてのメッセージが強くかつ明確なものになるよう主張しました。

また、今次サミットの機会に、米国、ロシア、英国、ドイツ及びイタリアと2国間の首脳会談を行い、共通の関心事項につき有意義な意見交換を行いました。

以上、御報告申し上げます。